

令和５年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	20	(2) 1～3行目	一般職の国家公務員の令和４年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で <u>220時間</u> であった。これを組織区分別にみると、本府省では <u>397時間</u> 、本府省以外では179時間であった（第 1-1-2-1 表）。	一般職の国家公務員の令和４年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で <u>219時間</u> であった。これを組織区分別にみると、本府省では <u>391時間</u> 、本府省以外では179時間であった（第 1-1-2-1 表）。
2	20	第 1－1－2－1 表	別添 1 参照	
3	63	1～3行目	令和５年度までの過去10年間において、地方公務員の公務災害の受理件数については、脳・心臓疾患は平成26年度以降平成30年度まで増加傾向にあり、その後は <u>35件</u> から50件の間で増減する一方で、・・・	令和５年度までの過去10年間において、地方公務員の公務災害の受理件数については、脳・心臓疾患は平成26年度以降平成30年度まで増加傾向にあり、その後は <u>34件</u> から50件の間で増減する一方で、・・・
4	63	第 2－3－1 図	別添 2 参照	
5	65	1～3行目	脳・心臓疾患の令和５年度の状況をみると、受理件数は <u>35件</u> （令和４年度50件）であり、認定件数は11件（同17件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>16件</u> （同17件）、次いで・・・	脳・心臓疾患の令和５年度の状況をみると、受理件数は <u>34件</u> （令和４年度50件）であり、認定件数は11件（同17件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>15件</u> （同17件）、次いで・・・
6	65	第 2－3－5 表	別添 3 参照	
7	66	第 2－3－6 表	別添 4 参照	
8	67	2～4行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>141件</u> （同124件）、次いで義務教育学校職員が56件（同32件）などとなっており・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が <u>138件</u> （同119件）、次いで義務教育学校職員が56件（同 <u>35件</u> ）などとなっており・・・
9	67	第 2－3－9 表	別添 5 参照	
10	68	第 2－3－10表	別添 6 参照	
11	109	第 4－2－1－7 図	別添 7 参照	
12	135	(4) 5～7行目	・・・全体では7.5%から5.5%に減少したが、業種別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が1.9%から4.5%、「金融業、保険業」が6.0%から6.5%、「医療、福祉」が2.7%から3.0%に増加した。	・・・全体では7.5%から5.5%に減少したが、業種別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が1.9%から4.5%、「 <u>情報通信業</u> 」が <u>4.5%から5.1%</u> 、「金融業、保険業」が6.0%から6.5%、「医療、福祉」が2.7%から3.0%に増加した。

No.	ページ	行/図表	誤	正
13	141	1～3行目	決定時疾患別にみると、・・・「心・血管疾患」の内訳は、「心筋梗塞」が29件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が22件、「重症の不整脈（心室細動等）」が15件、「大動脈解離」が13件、「狭心症」が4件、・・・	決定時疾患別にみると、・・・「心・血管疾患」の内訳は、「心筋梗塞」が29件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が23件、「重症の不整脈（心室細動等）」が15件、「大動脈解離」が13件、「狭心症」が3件、・・・
14	141	第4－3－2－3図	別添8参照	
15	181	（3） 7～8行目	様々な機会を捉えて制度の周知を図っており、令和5年度は新たに17企業を認定し、企業名を公表している。	様々な機会を捉えて制度の周知を図っており、令和5年度は新たに10企業を認定し、企業名を公表している。
16	186	1～6行目	厚生労働省では、文部科学省と連携しながら中学・高等学校及び大学等の学生等へ労働関係法令に関する周知・啓発として、以下の取組を実施している。 （1）都道府県労働局等における中学校、高等学校及び大学等への講師派遣 ・・・令和5年度は918の高等学校等において、約73,000人に対して労働関係法令に関する講義を実施した。	厚生労働省では、文部科学省と連携しながら中学校・高等学校及び大学等の学生等へ労働関係法令に関する周知・啓発として、以下の取組を実施している。 （1）都道府県労働局等における中学校、高等学校及び大学等への講師派遣 ・・・令和5年度は628の高等学校等において、約58,000人に対して労働関係法令に関する講義を実施した。
17	189	⑤ 1～6行目	⑤ 事業主、労務担当者等を対象に、・・・11月を中心に全国で計57回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施した。	⑤ 事業主、労務担当者等を対象に、・・・11月を中心に全国で計69回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施した。
18	219	（5）ア 1行目	建設業にも令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制の適用が開始される。	建設業にも令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制の適用が開始された。

・ P20

誤

第 1-1-2-1 表 国家公務員の年間超過勤務時間数（1 人当たり平均）

(単位：時間)

区分	全組織		
		本府省	本府省以外
平均年間超過勤務時間数	220	397	179

(資料出所) 人事院「令和 5 年国家公務員給与等実態調査」

(注) 平均年間超過勤務時間数は、令和 5 年 1 月 15 日の国家公務員在職者のうち、令和 4 年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者 1 人当たりの同年 1 年間の超過勤務時間数である。

正

第 1-1-2-1 表 国家公務員の年間超過勤務時間数（1 人当たり平均）

(単位：時間)

区分	全組織		
		本府省	本府省以外
平均年間超過勤務時間数	219	391	179

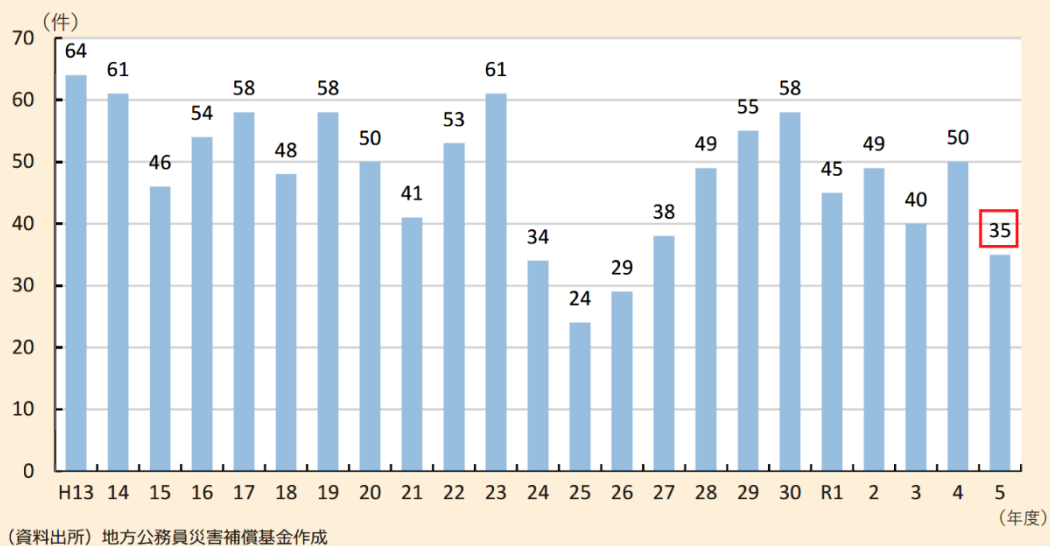
(資料出所) 人事院「令和 5 年国家公務員給与等実態調査」

(注) 平均年間超過勤務時間数は、令和 5 年 1 月 15 日の国家公務員在職者のうち、令和 4 年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者 1 人当たりの同年 1 年間の超過勤務時間数である。

・ P63

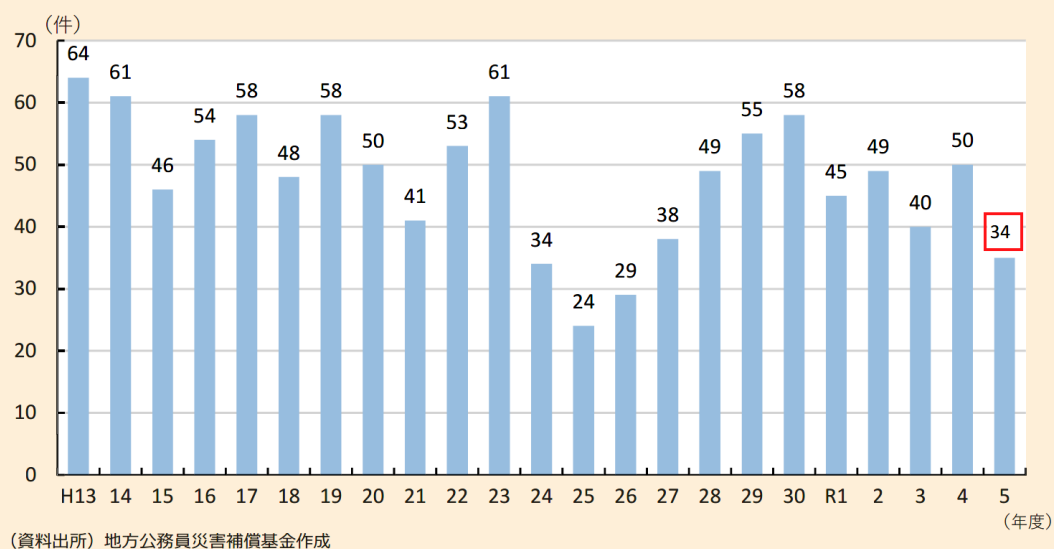
誤

第 2-3-1 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



正

第 2-3-1 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



誤

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	11	2	5	3	7	0	7	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	7	2	3	2	3	2	1	0
警察職員	7	2	1	0	4	0	0	0
消防職員	5	0	1	0	4	1	0	0
電気・ガス・水道事業職員	1	0	0	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	2	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	17	9	7	3	16	2	3	2
合 計	50	15	17	8	35	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

正

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	11	2	5	3	7	0	7	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	7	2	3	2	3	2	1	0
警察職員	7	2	1	0	4	0	0	0
消防職員	5	0	1	0	4	1	0	0
電気・ガス・水道事業職員	1	0	0	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	2	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	17	9	7	3	15	2	3	2
合 計	50	15	17	8	34	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

誤

第 2-3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	2	1	0	0	2	1	0	0
30～39歳	5	1	1	0	2	0	1	0
40～49歳	17	6	6	4	10	1	3	1
50～59歳	25	7	8	3	15	3	7	3
60歳以上	1	0	2	1	6	0	0	0
合 計	50	15	17	8	35	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	2	1	0	0	2	1	0	0
30～39歳	5	1	1	0	1	0	1	0
40～49歳	17	6	6	4	10	1	3	1
50～59歳	25	7	8	3	15	3	7	3
60歳以上	1	0	2	1	6	0	0	0
合 計	50	15	17	8	34	5	11	4

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 5 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P67

誤

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	32	4	9	2	56	5	10	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	27	3	6	2	33	2	5	2
警 察 職 員	12	3	5	1	7	2	5	1
消 防 職 員	19	1	3	1	17	4	5	0
電気・ガス・水道事業職員	4	0	1	0	4	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	5	0	1	0	3	0	1	0
清 掃 事 業 職 員	1	1	0	0	3	0	2	0
船 員	0	0	0	0	2	1	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	124	20	24	2	141	17	47	8
合 計	224	32	49	8	266	32	75	13

正

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	35	4	9	2	56	6	10	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	26	4	6	2	36	2	5	2
警 察 職 員	12	3	5	1	7	2	5	1
消 防 職 員	21	2	3	1	17	4	5	0
電気・ガス・水道事業職員	4	0	1	0	5	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	5	0	1	0	3	0	1	0
清 掃 事 業 職 員	2	1	0	0	3	0	2	0
船 員	0	0	0	0	1	1	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	119	18	24	2	138	18	47	8
合 計	224	32	49	8	266	34	75	13

・ P68

誤

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	1	0	0	0	0	0
20～29歳	29	8	10	2	59	8	20	3
30～39歳	63	6	12	1	56	6	20	4
40～49歳	74	11	14	1	65	9	24	2
50～59歳	54	7	12	4	77	9	11	4
60歳以上	4	0	0	0	9	0	0	0
合 計	224	32	49	8	266	32	75	13

正

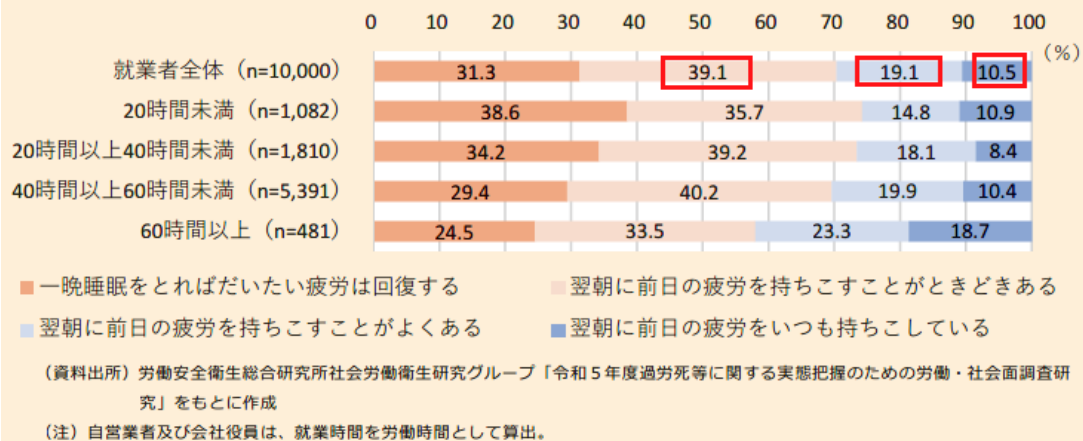
第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和 4 年度				令和 5 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0	0	1	0	0	0	0	0
20～29歳	29	8	10	2	59	9	20	3
30～39歳	63	6	12	1	56	6	20	4
40～49歳	74	11	14	1	65	10	24	2
50～59歳	54	7	12	4	77	9	11	4
60歳以上	4	0	0	0	9	0	0	0
合 計	224	32	49	8	266	34	75	13

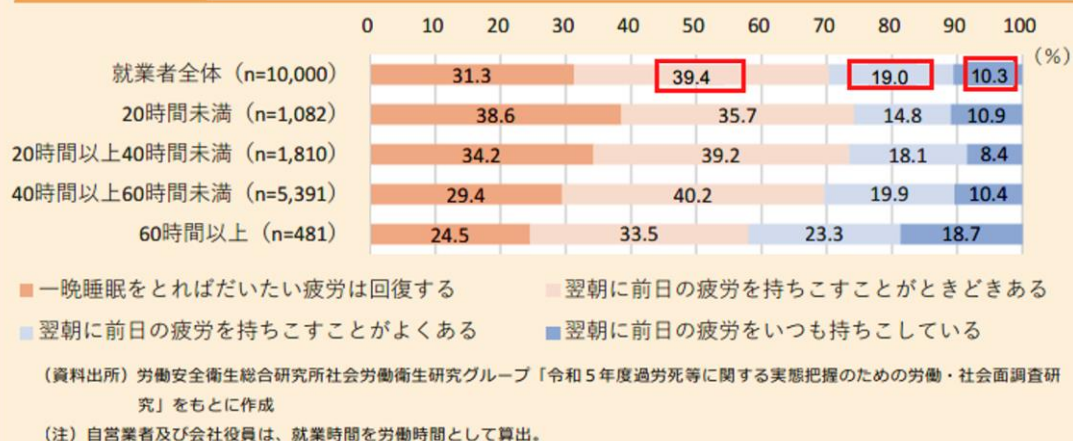
誤

第 4-2-1-7 図 1 週間当たりの実労働時間別疲労の持ちこし頻度（就業者調査）



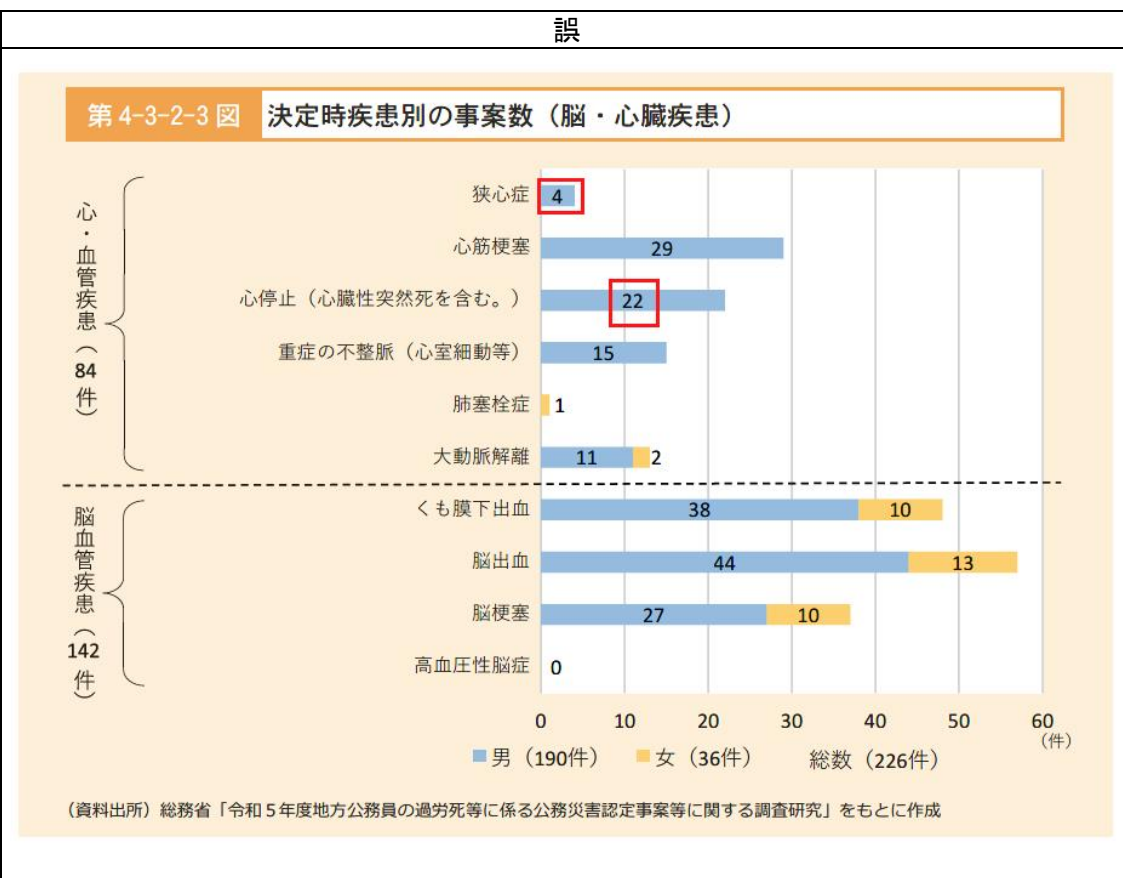
正

第 4-2-1-7 図 1 週間当たりの実労働時間別疲労の持ちこし頻度（就業者調査）

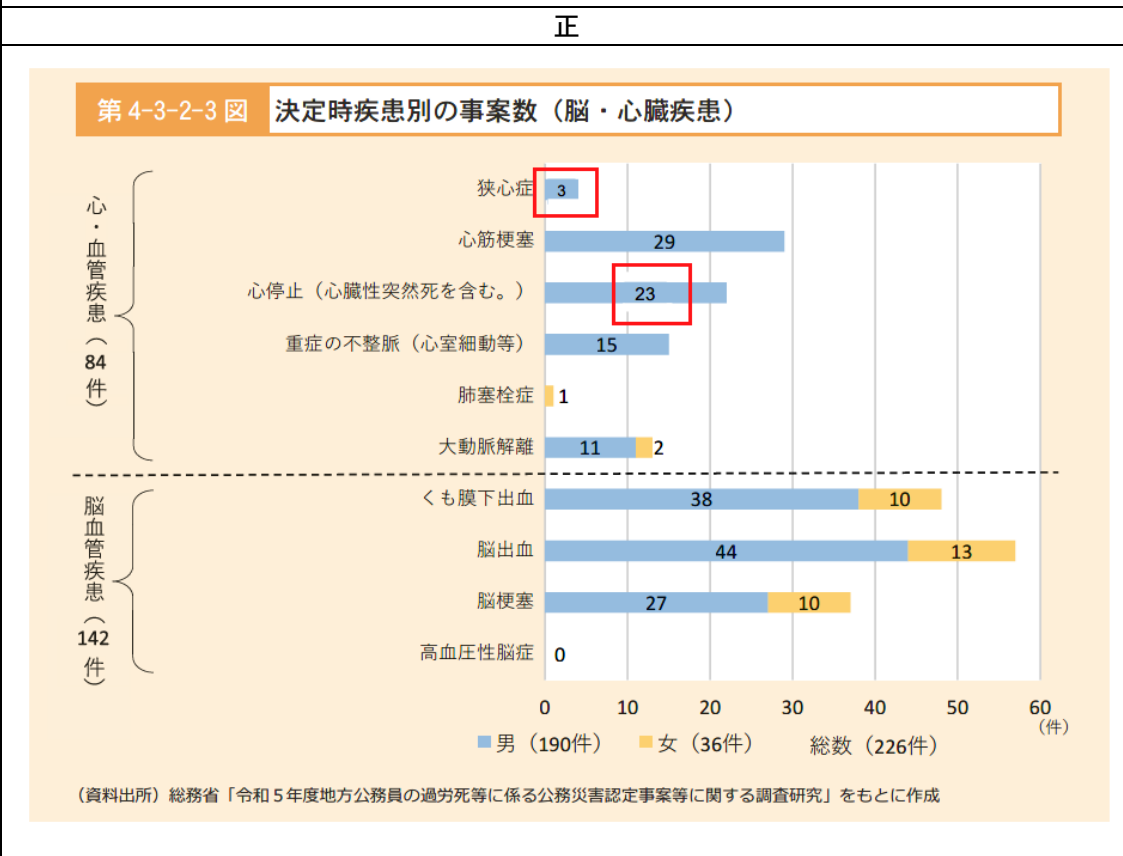


・ P141

誤



正



令和４年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	74	2～3行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が17件（ <u>同16件</u> ）、次いで・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が17件（ <u>同15件</u> ）、次いで・・・
2	74	第2－3－5表	別添1参照	
3	77	2～6行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が107件（ <u>同80件</u> ）、次いで……。年齢別では、受理件数について、40歳代が67件（ <u>同36件</u> ）、次いで・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が105件（ <u>同79件</u> ）、次いで……。年齢別では、受理件数について、40歳代が67件（ <u>同37件</u> ）、次いで・・・
4	77	第2－3－9表	別添2参照	
5	78	第2－3－10表	別添3参照	
6	87 89 94	第3－1－1－2図 第3－1－1－6図 第3－1－2－5図	公務（他に分類される物を除く）	公務（他に分類される <u>者</u> を除く）
7	107	（1） 1行目	全国の自営業者、会社役員を含む就業者9,852人及び <u>3,103事業場</u> から、・・・	全国の自営業者、会社役員を含む就業者9,852人及び <u>3,112事業場</u> から、・・・
8	121	7～9行目	また、「一部に対して実施した」及び「実施していないが実施予定である」も加えると、 <u>いずれの業種もおおむね50%以上でストレスチェックを実施または実施予定であった</u> （第3-2-2-6図）。	また、「一部に対して実施した」及び「実施していないが実施予定である」も加えると、 <u>放送・映像関連業では7割を超え、最も少ない出版関連業は43.5%であった</u> （第3-2-2-6図）。
9	128	（3） 7～8行目	性別では、男性が <u>327人（51.2%）</u> 、女性が297人（ <u>46.5%）</u> であった。	性別では、男性が <u>328人（51.1%）</u> 、女性が297人（ <u>46.4%）</u> であった。
10	141	2～4行目	「心・血管疾患」の内訳は、・・・「心停止（心臓性突然死を含む。）」が19件、「重症の不整脈（心室細動等）」が15件、「大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）」が10件、「狭心症」が <u>4件</u> 、・・・	「心・血管疾患」の内訳は、・・・「心停止（心臓性突然死を含む。）」が <u>20件</u> 、「重症の不整脈（心室細動等）」が15件、「大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）」が10件、「狭心症」が <u>3件</u> 、・・・
11	141	第3－3－2－2図	別添4参照	
12	167	コラム4 10行目	（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター 研究員 松元俊	（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター 研究員 松元俊 <u>）</u>
13	170	（3） 8～9行目	様々な機会を捉えて制度の周知を図っており、令和４年度は新たに <u>11企業</u> を認定し、企業名を公表している。	様々な機会を捉えて制度の周知を図っており、令和４年度は新たに <u>7企業</u> を認定し、企業名を公表している。

誤

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 2 年度				令和 3 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	15	7	6	2	11	2	10	4
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	5	1	2	0	6	2	6	1
警 察 職 員	6	2	1	0	2	0	0	0
消 防 職 員	4	2	2	1	4	1	1	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	1	1	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	2	1	0	0	0	0	1	1
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	16	5	11	7	17	3	4	1
合 計	49	19	22	10	40	8	22	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

正

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 2 年度				令和 3 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	15	7	6	2	11	2	10	4
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	6	1	2	0	6	2	6	1
警 察 職 員	6	2	1	0	2	0	0	0
消 防 職 員	4	2	2	1	4	1	1	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	1	1	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	2	1	0	0	0	0	1	1
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	15	5	11	7	17	3	4	1
合 計	49	19	22	10	40	8	22	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

誤

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 2 年度				令和 3 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	23	2	9	1	31	2	7	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	15	3	6	2	25	1	8	1
警 察 職 員	11	2	7	4	8	1	7	2
消 防 職 員	10	1	7	2	11	5	7	2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	3	1	2	0	2	0	2	0
運 輸 事 業 職 員	3	0	0	0	6	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	2	1	1	1	2	0	1	0
船 員	1	0	0	0	1	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	80	12	28	7	107	15	34	9
合 計	148	22	60	17	193	24	66	16

正

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和 2 年度				令和 3 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	23	2	9	1	31	2	7	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	16	3	6	2	26	1	8	1
警 察 職 員	11	2	7	4	9	1	7	2
消 防 職 員	10	1	7	2	11	5	7	2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	3	1	2	0	2	0	2	0
運 輸 事 業 職 員	3	0	0	0	6	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	2	1	1	1	2	0	1	0
船 員	1	0	0	0	1	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	79	12	28	7	105	15	34	9
合 計	148	22	60	17	193	24	66	16

誤

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢		令和 2 年度				令和 3 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳	以 下	0	0	3	0	1	0	0	0
20	～ 29 歳	38	7	15	3	42	8	19	6
30	～ 39 歳	37	3	14	6	43	3	17	3
40	～ 49 歳	36	4	19	6	67	9	19	5
50	～ 59 歳	36	7	7	1	37	3	11	2
60 歳	以 上	1	1	2	1	3	1	0	0
合 計		148	22	60	17	193	24	66	16

正

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

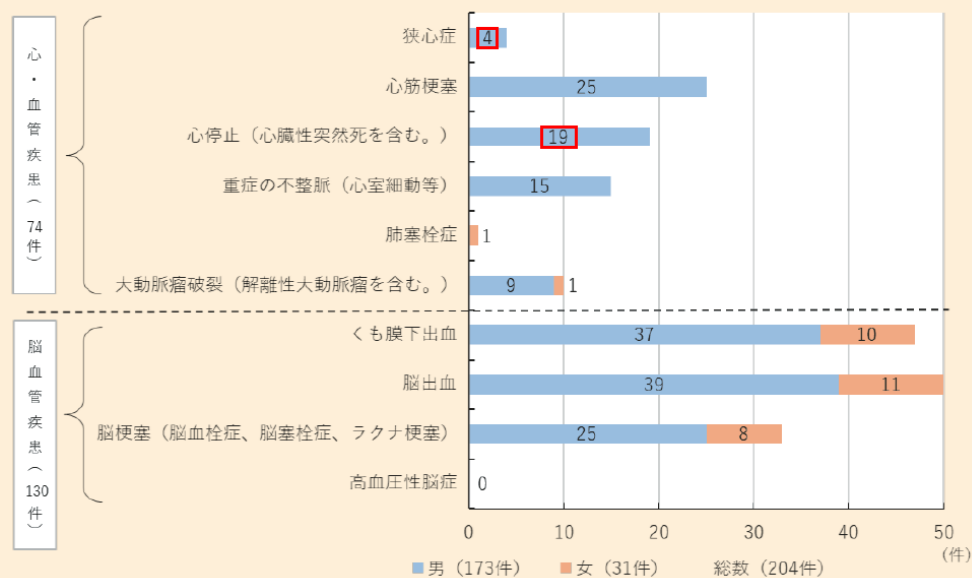
(件)

年 齢		令和 2 年度				令和 3 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳	以 下	0	0	3	0	1	0	0	0
20	～ 29 歳	37	7	15	3	42	8	19	6
30	～ 39 歳	37	3	14	6	43	3	17	3
40	～ 49 歳	37	4	19	6	67	9	19	5
50	～ 59 歳	36	7	7	1	37	3	11	2
60 歳	以 上	1	1	2	1	3	1	0	0
合 計		148	22	60	17	193	24	66	16

・ P141

誤

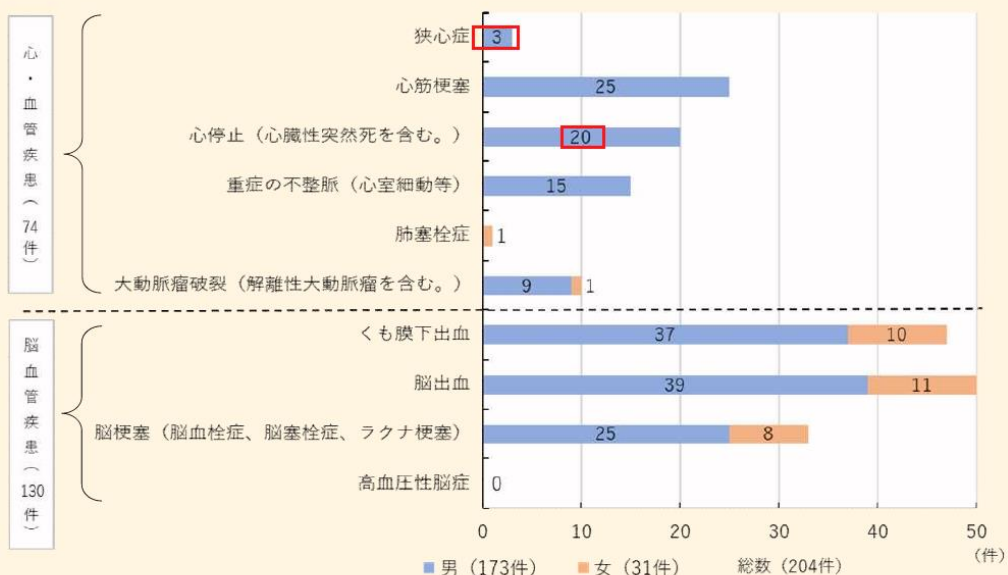
第 3-3-2-2 図 決定時疾患別の事案数（脳・心臓疾患）



(資料出所) 総務省「令和4年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」をもとに作成

正

第 3-3-2-2 図 決定時疾患別の事案数（脳・心臓疾患）



(資料出所) 総務省「令和4年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」をもとに作成

令和３年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤字・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	10	第１－１－１－10図	別添１参照	
2	22	7～17行目	業種別に見ても、令和3年は、「 <u>宿泊業、飲食サービス業</u> 」を除き、どの時期もほとんど令和元年を下回っているが、令和2年を上回っている時期が多い。・・・令和元年、令和3年の月別の所定外労働時間を性別にみると、男性では、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「 <u>情報通信業</u> 」では上回った月が増加し、・・・	業種別に見ても、令和3年は、「 <u>情報通信業</u> 」、「 <u>教育、学習支援業</u> 」を除き、どの時期もほとんど令和元年を下回っているが、「 <u>宿泊業、飲食サービス業</u> 」を除き、令和2年を上回っている時期が多い。・・・令和元年、令和3年の月別の所定外労働時間を性別にみると、男性では、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「 <u>情報通信業</u> 」、「 <u>教育、学習支援業</u> 」では上回った月が増加し、・・・
3	30	10～16行目	また、女性の「医療、福祉」関連の令和元年と令和2年及び令和3年の月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別に見ると、令和3年は、「全業種」で8～9月に、令和元年、令和2年をそれぞれ上回った。令和元年と令和3年で比較すると、令和3年は「医療業」では7～9月、11月、「保健衛生」では6～8月、「保健医療従事者」では8月、10月、「介護サービス職業従事者」は7～8月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「保健衛生」では上回った月が増加し、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健医療従事者」、「介護サービス職業従事者」では減少した（第1－1－1－31図）。	また、女性の「医療、福祉」関連の令和元年と令和3年の月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別にみると、令和3年は「医療業」では7～9月、11月、「保健衛生」では6～8月、「保健医療従事者」では8月、10月、「介護サービス職業従事者」は7～8月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「保健衛生」では上回った月が増加し、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健医療従事者」、「介護サービス職業従事者」では減少した（第1－1－1－31図）。

No.	ページ	行/図表	誤	正
4	32	3～17行目	また、業種ごとに令和元年と令和3年を比較すると、令和3年は、「製造業」では5～6月、「情報通信業」では4月、11～12月、「運輸業、郵便業」では3月、8月、11月、「卸売業、小売業」では3月、10月、「教育、学習支援業」では11～12月、「医療、福祉」では5月、8～9月、12月、「公務（他に分類されるものを除く）」では1～2月、5月、10月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「製造業」、「運輸業、郵便業」では上回った月が増加し、「全業種」、「建設業」、「情報通信業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」では減少した（第1-1-1-32図）。 また、「医療、福祉」に関連して・・・「保健医療従事者」では、6月、8～9月、12月、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「介護サービス職業従事者」では上回った月が減少した（第1-1-1-33図）。	また、業種ごとに令和元年と令和3年を比較すると、令和3年は、「製造業」では5～6月、「情報通信業」では2月、4月、11～12月、「運輸業、郵便業」では3月、8月、11月、「卸売業、小売業」では3月、10月、「教育、学習支援業」では11～12月、「医療、福祉」では5月、8～9月、12月、「公務（他に分類されるものを除く）」では1～2月、5月、7月、10月の各月で令和元年を上回った。令和元年と令和2年との比較と比べ、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売、小売業」、「公務（他に分類されるものを除く）」では上回った月が増加し、「建設業」、「情報通信業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」では減少した（第1-1-1-32図）。 また、「医療、福祉」に関連して・・・「保健医療従事者」では8～9月、12月、・・・令和元年と令和2年との比較と比べ、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健医療従事者」、「介護サービス職業従事者」では上回った月が減少した（第1-1-1-33図）。
5	63	第2-1-1-9表	別添2参照	
6	86	2～4行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が16件（同8件）、次いで義務教育学校職員が15件（同8件）などとなっており、・・・	職種別では、受理件数について、義務教育学校職員及びその他の職員（一般職員等）がそれぞれ15件（同9件及び同8件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員及び警察職員がそれぞれ6件（それぞれ同9件）などとなっており、・・・
7	86	第2-3-5表	別添3参照	
8	89	2～6行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が80件（同76件）、次いで義務教育学校職員が23件（同23件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）が28件（同24件）、次いで義務教育学校職員が9件（同8件）となっている（第2-3-9表）。年齢別では、受理件数について、20歳代が38件（同32件）、次いで30歳代が37件（同43件）などとなっており、・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が79件（同73件）、次いで義務教育学校職員が23件（同24件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）が28件（同24件）、次いで義務教育学校職員が9件（同9件）となっている（第2-3-9表）。年齢別では、受理件数について、20歳代、30歳代及び40歳代が37件（同32件、同43件及び同44件）、次いで50歳代が36件（同31件）などとなっており、・・・
9	89	第2-3-9表	別添4参照	
10	90	第2-3-10表	別添5参照	

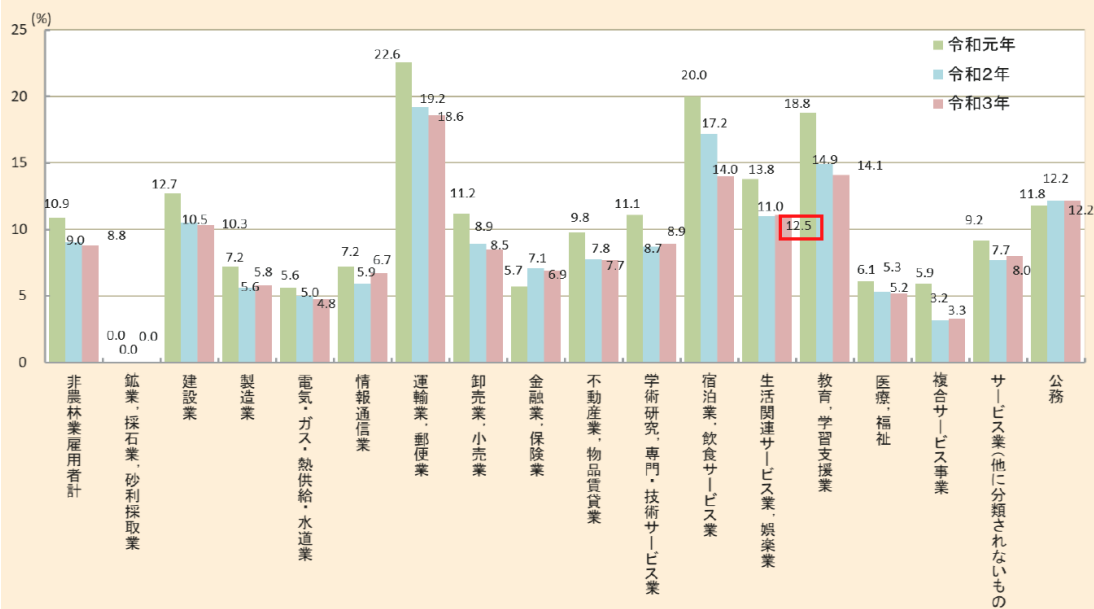
No.	ページ	行/図表	誤	正
11	159	3～5行目	特に「無理のある納期」と「顧客やクライアントからのクレーム」では、頻度が高くなるとうつ傾向・不安のない者の割合が減少した（第3-1-4-18図）。	特に「 <u>無理のある納期</u> 」では、頻度が高くなるとうつ傾向・不安のない者の割合が減少した（第3-1-4-18図）。
12	166	2～4行目	「心・血管疾患」の主な内訳は、「心筋梗塞」が23件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が18件、「重症の不整脈（心室細動等）」が13件、「大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）」が8件、「狭心症」が3件であった。	「心・血管疾患」の主な内訳は、「心筋梗塞」が23件、「心停止（心臓性突然死を含む。）」が19件、「重症の不整脈（心室細動等）」が13件、「大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）」が8件、「狭心症」が2件であった。
13	166	第3－2－2－2図	別添6参照	
14	252	1～3行目	労働条件に関する相談窓口については、・・・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、令和3（2021）年度は、63,445件の相談を受け付けた。	労働条件に関する相談窓口については、・・・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、令和3（2021）年度は、63,455件の相談を受け付けた。

・ P10

誤

第 1-1-1-10 図

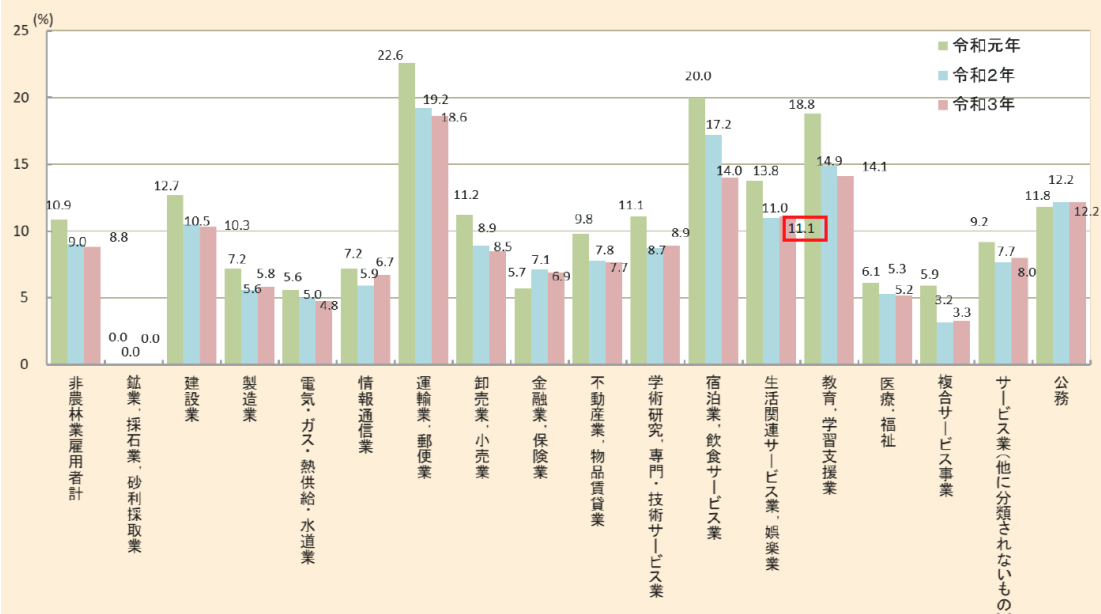
月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合（週間就業時間
40 時間以上の雇用者に占める割合）（業種別）



正

第 1-1-1-10 図

月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合（週間就業時間
40 時間以上の雇用者に占める割合）（業種別）



誤

第 2-1-1-9 表 脳・心臓疾患の年齢別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 年齢	令和 2 年度						令和 3 年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	16 (4)	2 (0)	12 (1)	4 (0)	4 (1)	1 (0)	12 (2)	2 (0)	11 (1)	3 (0)	5 (0)	3 (0)
30～39歳	39 (1)	16 (0)	31 (2)	20 (1)	17 (0)	10 (0)	48 (10)	9 (0)	33 (6)	10 (1)	9 (0)	3 (0)
40～49歳	204 (24)	56 (5)	184 (23)	60 (6)	64 (4)	20 (1)	168 (22)	45 (4)	140 (14)	51 (2)	55 (3)	20 (0)
50～59歳	264 (30)	80 (6)	230 (24)	73 (4)	65 (4)	24 (2)	268 (48)	65 (8)	189 (26)	67 (6)	67 (2)	20 (0)
60歳以上	261 (46)	51 (7)	208 (38)	54 (6)	44 (5)	12 (1)	256 (42)	52 (5)	152 (20)	38 (3)	36 (4)	11 (1)
合計	784 (105)	205 (18)	665 (88)	211 (17)	194 (14)	67 (4)	753 (124)	173 (17)	525 (67)	169 (11)	172 (9)	57 (1)

(資料出所) 厚生労働省「令和 3 年度過労死等の労災補償状況」

(注) () 内は女性の件数で、内数である。

正

第 2-1-1-9 表 脳・心臓疾患の年齢別労災請求、労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

年度 年齢	令和 2 年度						令和 3 年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	16 (4)	2 (0)	12 (1)	4 (0)	4 (1)	1 (0)	12 (2)	2 (0)	11 (1)	3 (0)	5 (0)	3 (0)
30～39歳	39 (1)	16 (0)	31 (2)	20 (1)	17 (0)	10 (0)	48 (10)	9 (0)	33 (6)	10 (0)	9 (0)	3 (0)
40～49歳	204 (24)	56 (5)	184 (23)	60 (6)	64 (4)	20 (1)	168 (22)	45 (4)	140 (14)	51 (2)	55 (3)	20 (0)
50～59歳	264 (30)	80 (6)	230 (24)	73 (4)	65 (4)	24 (2)	268 (48)	65 (8)	189 (26)	67 (6)	67 (2)	20 (0)
60歳以上	261 (46)	51 (7)	208 (38)	54 (6)	44 (5)	12 (1)	256 (42)	52 (5)	152 (20)	38 (3)	36 (4)	11 (1)
合計	784 (105)	205 (18)	665 (88)	211 (17)	194 (14)	67 (4)	753 (124)	173 (17)	525 (67)	169 (11)	172 (9)	57 (1)

(資料出所) 厚生労働省「令和 3 年度過労死等の労災補償状況」

(注) () 内は女性の件数で、内数である。

誤

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	8	3	9	4	15	7	6	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	10	1	6	2	5	1	2	0
警察職員	9	1	4	2	6	2	1	0
消防職員	8	1	1	0	4	2	2	1
電気・ガス・水道事業職員	1	1	1	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	1	0	0
清掃事業職員	1	0	0	0	2	1	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	8	2	3	2	16	5	11	7
合 計	45	9	24	10	49	19	22	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	9	3	9	4	15	7	6	2
義務教育学校職員 以外の教育職員	9	1	6	2	6	1	2	0
警察職員	9	1	4	2	6	2	1	0
消防職員	8	1	1	0	4	2	2	1
電気・ガス・水道事業職員	1	1	1	0	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	1	0	0
清掃事業職員	1	0	0	0	2	1	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	8	2	3	2	15	5	11	7
合 計	45	9	24	10	49	19	22	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	23	1	8	1	23	2	9	1
義務教育学校職員 以外の教育職員	20	0	14	7	15	3	6	2
警察職員	15	7	1	0	11	2	7	4
消防職員	14	3	5	1	10	1	7	2
電気・ガス・水道事業職員	3	0	1	0	3	1	2	0
運輸事業職員	1	0	0	0	3	0	0	0
清掃事業職員	1	0	1	0	2	1	1	1
船 員	0	0	0	0	1	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	76	11	24	8	80	12	28	7
合 計	153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	令和元年度				令和 2 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	24	1	9	1	23	2	9	1
義務教育学校職員 以外の教育職員	22	1	13	7	16	3	6	2
警察職員	15	7	1	0	11	2	7	4
消防職員	14	3	5	1	10	1	7	2
電気・ガス・水道事業職員	3	0	1	0	3	1	2	0
運輸事業職員	1	0	0	0	3	0	0	0
清掃事業職員	1	0	1	0	2	1	1	1
船 員	0	0	0	0	1	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	73	10	24	8	79	12	28	7
合 計	153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢				令和元年度				令和 2 年度			
				受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
					うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以	下	2	0	0	0	0	0	3	0
20	～	29	歳	32	6	9	1	38	7	15	3
30	～	39	歳	43	6	15	6	37	3	14	6
40	～	49	歳	44	4	17	3	36	4	19	6
50	～	59	歳	31	6	12	7	36	7	7	1
60	歳	以	上	1	0	1	0	1	1	2	1
合 計				153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢				令和元年度				令和 2 年度			
				受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
					うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以	下	2	0	0	0	0	0	3	0
20	～	29	歳	32	6	9	1	37	7	15	3
30	～	39	歳	43	6	15	6	37	3	14	6
40	～	49	歳	44	4	17	3	37	4	19	6
50	～	59	歳	31	6	12	7	36	7	7	1
60	歳	以	上	1	0	1	0	1	1	2	1
合 計				153	22	54	17	148	22	60	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 2 年度過労死等の公務災害補償状況について」

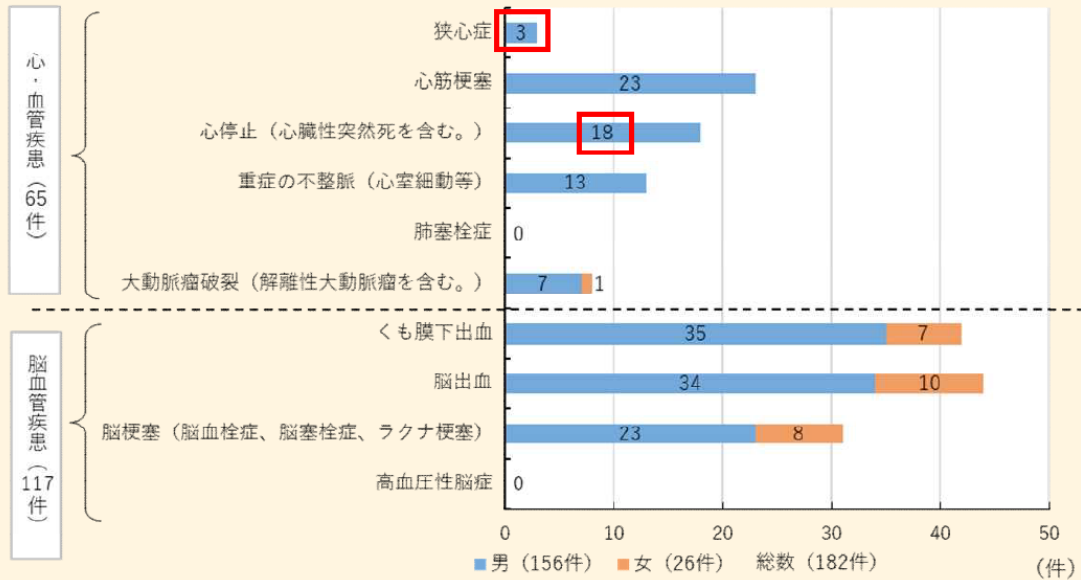
(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

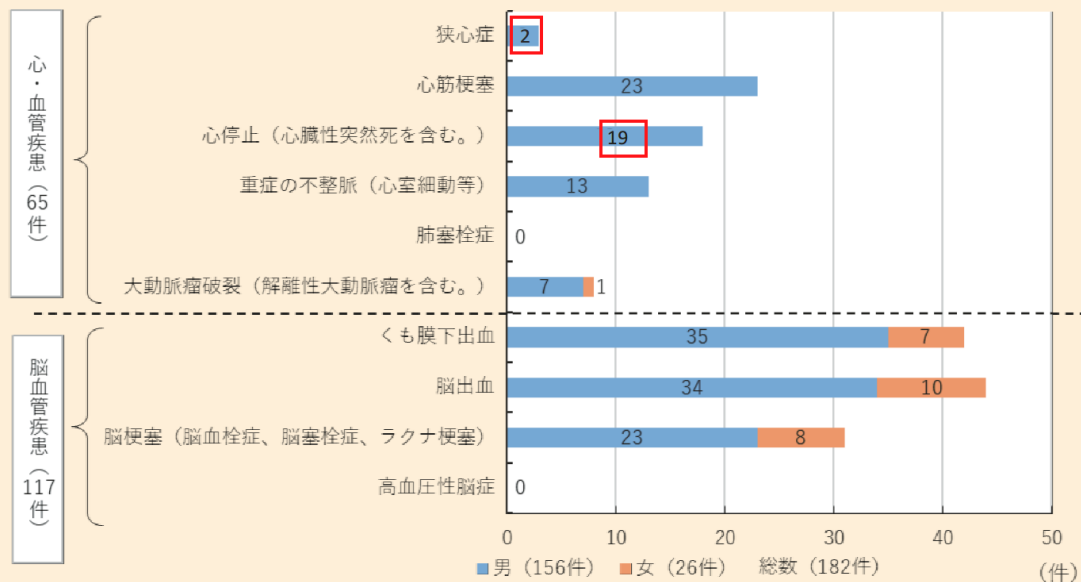
第 3-2-2-2 図 対象疾患別の事案数（脳・心臓疾患）



(資料出所) 総務省「令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」をもとに作成

正

第 3-2-2-2 図 対象疾患別の事案数（脳・心臓疾患）



(資料出所) 総務省「令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」をもとに作成

令和２年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	11	3～6行目	また、令和２年の割合について、令和元（2019）年と比較すると、多くの業種で減少しているが、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「医療、福祉」では減少幅が0.5ポイントと小さく、「金融業、保険業」では微増している（第1-12図）。	また、令和２年の割合について、令和元（2019）年と比較すると、多くの業種で減少しているが、「電気・ガス・熱供給・水道業」や「医療、福祉」では減少幅が0.5ポイント、 <u>「公務」では0.1ポイントと小さく</u> 、「金融業、保険業」では微増している（第1-12図）。
2	19	12～13行目	女性では、「情報通信業」は１～３月、11～12月、「教育、学習支援業」は <u>２月、７～９月</u> の各月で前年を上回った（第1-23図）。	女性では、「情報通信業」は１～３月、11～12月、「教育、学習支援業」は <u>１～２月、７～９月</u> の各月で前年を上回った（第1-23図）。
3	27	１～５行目	女性について、令和元年（平成31年）、令和２年の月末１週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別にみると、・・・ 「公務（他に分類されるものを除く）」では <u>７月、10～11月</u> の各月で前年を上回った（第1-28図）。	女性について、令和元年（平成31年）、令和２年の月末１週間の就業時間が60時間以上の雇用者数を月別にみると、・・・ 「公務（他に分類されるものを除く）」では <u>１月、７月、10～11月</u> の各月で前年を上回った（第1-28図）。
4	62	第１－８表	別添１参照	
5	68	第１－15表	別添２参照	
6	71	第１－18表	別添３参照	
7	85	第３－３図	別添４参照	
8	86	１～４行目	脳・心臓疾患の令和元（2019）年度の状況をみると、受理件数は45件（平成30（2018）年度58件）であり、認定件数は <u>25件（同14件）</u> となっている。職種別では、受理件数について、 <u>義務教育学校職員以外の教育職員は10件（同６件）</u> 、次いで警察職員は <u>９件（同９件）</u> などとなっており、・・・	脳・心臓疾患の令和元（2019）年度の状況をみると、受理件数は45件（平成30（2018）年度58件）であり、認定件数は <u>24件（同14件）</u> となっている。職種別では、受理件数について、 <u>義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員及び警察職員はそれぞれ９件（同16件、同６件及び同９件）</u> 、次いで <u>消防職員及びその他の職員（一般職員等）はそれぞれ８件（同５件及び同19件）</u> などとなっており、・・・
9	86	第３－５表	別添５参照	
10	87	第３－６表	別添６参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	87	第3－7表	別添7参照	
12	88	第3－8表	別添8参照	
13	89	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>76件（同72件）</u> 、次いで義務教育学校職員は <u>23件（同27件）</u> などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>24件（同10件）</u> 、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は <u>14件（同1件）</u> となっている（第3-9表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>73件（同71件）</u> 、次いで義務教育学校職員は <u>24件（同28件）</u> などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>24件（同9件）</u> 、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は <u>13件（同1件）</u> となっている（第3-9表）。
14	89	第3－9表	別添9参照	
15	119	第1－1－18図	別添10参照	
16	129	第1－2－1図	別添11参照	
17	137	1～7行目	企業調査結果によると、長時間労働・所定外労働が生じる理由は、スーパーバイザー等では「予定外の仕事が発生的に発生するため」（16.6%）が最も多く、次いで「仕事の繁閑の差が大きい」と（15.0%）、「業務量が多い」と（11.6%）であった。店長では「仕事の繁閑の差が大きい」と（ <u>42.7%</u> ）が最も多く、次いで「予定外の仕事が発生的に発生するため」（ <u>36.0%</u> ）、「人員が不足しているため」（ <u>31.3%</u> ）であった。店舗従業員では「仕事の繁閑の差が大きい」と（ <u>53.7%</u> ）が最も多く、次いで「人員が不足しているため」（ <u>38.2%</u> ）、「顧客対応が長引くため」（ <u>33.2%</u> ）であった（第1-2-11図）。	企業調査結果によると、長時間労働・所定外労働が生じる理由は、スーパーバイザー等では「予定外の仕事が発生的に発生するため」（16.6%）が最も多く、次いで「仕事の繁閑の差が大きい」と（15.0%）、「業務量が多い」と（11.6%）であった。店長では「仕事の繁閑の差が大きい」と（ <u>25.0%</u> ）が最も多く、次いで「予定外の仕事が発生的に発生するため」（ <u>21.1%</u> ）、「人員が不足しているため」（ <u>18.3%</u> ）であった。店舗従業員では「仕事の繁閑の差が大きい」と（ <u>27.9%</u> ）が最も多く、次いで「人員が不足しているため」（ <u>19.8%</u> ）、「顧客対応が長引くため」（ <u>17.2%</u> ）であった（第1-2-11図）。
18	137	第1－2－11図	別添12参照	
19	144	第1－2－19図	店長（n＝ <u>375</u> ）	店長（n＝ <u>357</u> ）
20	145	3～5行目	また、性・年代別にみると、・・・ <u>男性20歳以下</u> では25.0%となっており、 <u>女性20歳以下</u> では14.4%となっている（第1-2-21図）。	また、性・年代別にみると、・・・ <u>男性20歳代以下</u> では25.0%となっており、 <u>女性20歳代以下</u> では14.4%となっている（第1-2-21図）。
21	146	第1－2－21図	別添13参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
22	150	1～4行目	企業調査によると、過重労働防止に向けて実施している取組は、「週1日（以上）の定休日の設定」 <u>（33.7%）</u> が最も多く、次いで「安全面・健康面に配慮したゆとりのあるシフト編成」 <u>（33.6%）</u> 、「休憩時間の確保の促進」 <u>（32.6%）</u> であった（第1-2-26図）。	企業調査によると、過重労働防止に向けて実施している取組は、「週1日（以上）の定休日の設定」 <u>（51.5%）</u> が最も多く、次いで「 <u>休憩時間の確保の促進</u> 」（51.2%）、「 <u>休日の振替又は代休（代償休日）の付与</u> 」（40.6%）であった（第1-2-26図）。
23	150	第1－2－26図	別添14参照	
24	258	エ① 1～2行目	各地方公共団体に対し、「令和2年度働き方改革推進強化月間について」 <u>（令和2年6月29日総務省自治行政局公務員部長通知）</u> を発出し、・・・	各地方公共団体に対し、「令和2年度働き方改革推進強化月間について」 <u>（令和2年6月29日総務省自治行政局公務員部公務員課長・女性活躍・人材活用推進室長通知）</u> を発出し、・・・
25	268	コラム12 7行目	・・・受けた <u>バワハラ</u> の内容が・・・	・・・受けた <u>パワハラ</u> の内容が・・・

誤

第 1-8 表 令和 2 年度脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)			
	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	58 (1) 〈 22 (1) 〉
2	販売従事者	商品販売従事者	19 (2) 〈 7 (1) 〉
3	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	14 (0) 〈 6 (0) 〉
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 (1) 〈 0 (0) 〉
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	10 (1) 〈 4 (0) 〉
6	生産工程従事者	機械整備・修理従事者	8 (0) 〈 2 (0) 〉
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	7 (2) 〈 2 (0) 〉
8	事務従事者	一般事務従事者	5 (1) 〈 1 (0) 〉
9	建設・採掘従事者	電気工事従事者	5 (0) 〈 1 (0) 〉
10	車致従事者	営業・販売車致従事者	4 (0)

正

第 1-8 表 令和 2 年度脳・心臓疾患の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)			
	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	58 (1) 〈 22 (1) 〉
2	販売従事者	商品販売従事者	19 (2) 〈 7 (1) 〉
3	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	14 (0) 〈 6 (0) 〉
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 (1) 〈 0 (0) 〉
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	10 (1) 〈 4 (0) 〉
6	生産工程従事者	機械整備・修理従事者	8 (0) 〈 2 (0) 〉
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	7 (2) 〈 2 (0) 〉
8	事務従事者	一般事務従事者	5 (1) 〈 1 (0) 〉
8	建設・採掘従事者	電気工事従事者	5 (0) 〈 1 (0) 〉
10	車致従事者	営業・販売車致従事者	4 (0)

誤

第 1-15
表

令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

(件)			
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	275 (200) 〈 4 (3) 〉
2	医療，福祉	医療業	209 (161) 〈 6 (2) 〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	101 (26) 〈 8 (1) 〉
4	情報通信業	情報サービス業	76 (28) 〈 9 (1) 〉
5	卸売業，小売業	その他の小売業	69 (40) 〈 1 (0) 〉
6	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	67 (25) 〈 2 (1) 〉
7	教育，学習支援業	学校教育	57 (35) 〈 3 (0) 〉
8	建設業	総合工事業	52 (13) 〈 7 (0) 〉
9	製造業	輸送用機械器具製造業	51 (11) 〈 9 (0) 〉
10	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	51 (21) 〈 5 (1) 〉

正

第 1-15
表

令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

(件)			
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	275 (200) 〈 4 (3) 〉
2	医療，福祉	医療業	209 (161) 〈 6 (2) 〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	101 (26) 〈 8 (1) 〉
4	情報通信業	情報サービス業	76 (28) 〈 9 (1) 〉
5	卸売業，小売業	その他の小売業	69 (40) 〈 1 (0) 〉
6	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	67 (25) 〈 2 (1) 〉
7	教育，学習支援業	学校教育	57 (35) 〈 3 (0) 〉
8	建設業	総合工事業	52 (13) 〈 7 (0) 〉
9	製造業	輸送用機械器具製造業	51 (11) 〈 9 (0) 〉
9	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	51 (21) 〈 5 (1) 〉

誤

第 1-18
表

令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	323 （ 218 ） 〈 16 （ 4 ） 〉
2	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	136 （ 94 ） 〈 4 （ 3 ） 〉
3	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	127 （ 117 ） 〈 3 （ 1 ） 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	122 （ 84 ） 〈 4 （ 1 ） 〉
5	販売従事者	営業職業従事者	112 （ 43 ） 〈 14 （ 1 ） 〉
5	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	107 （ 14 ） 〈 3 （ 0 ） 〉
7	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	82 （ 60 ） 〈 0 （ 0 ） 〉
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）	79 （ 25 ） 〈 6 （ 1 ） 〉

正

第 1-18
表

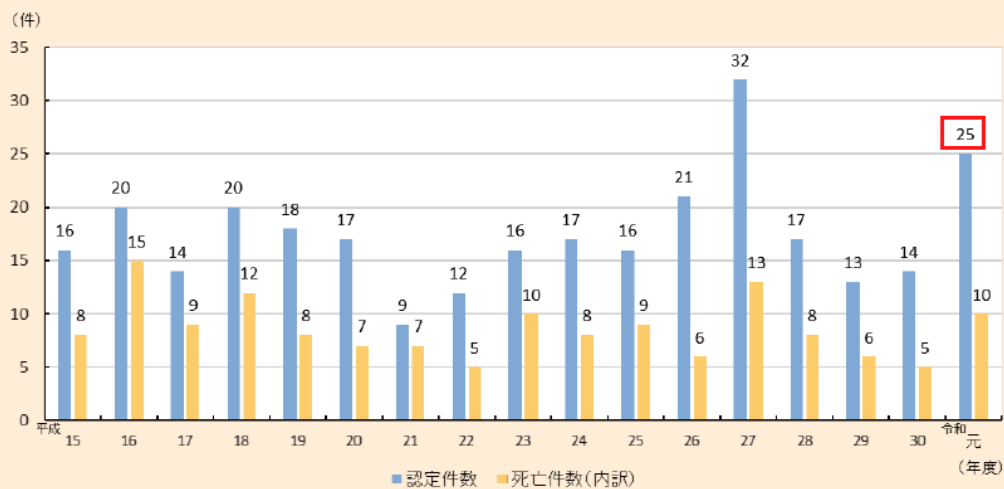
令和 2 年度精神障害の労災請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	323 （ 218 ） 〈 16 （ 4 ） 〉
2	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	136 （ 94 ） 〈 4 （ 3 ） 〉
3	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	127 （ 117 ） 〈 3 （ 1 ） 〉
4	販売従事者	商品販売従事者	122 （ 84 ） 〈 4 （ 1 ） 〉
5	販売従事者	営業職業従事者	112 （ 43 ） 〈 14 （ 1 ） 〉
6	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	107 （ 14 ） 〈 3 （ 0 ） 〉
7	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	82 （ 60 ） 〈 0 （ 0 ） 〉
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）	79 （ 25 ） 〈 6 （ 1 ） 〉

誤

第 3-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



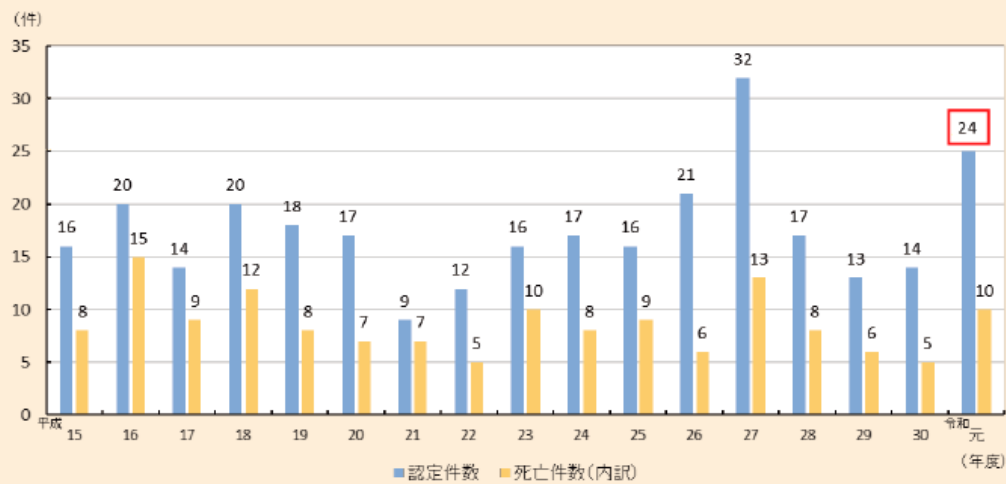
(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

正

第 3-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成30年度				令和元年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		16	7	7	3	8	3	9	4
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		6	2	2	1	10	1	6	2
警 察 職 員		9	4	1	0	9	1	4	2
消 防 職 員		5	0	0	0	8	1	1	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		2	1	0	0	1	1	1	0
運 輸 事 業 職 員		1	1	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		0	0	0	0	1	0	0	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		19	6	4	1	8	2	4	2
合 計		58	21	14	5	45	9	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成30年度				令和元年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		16	7	7	3	9	3	9	4
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		6	2	2	1	9	1	6	2
警 察 職 員		9	5	1	0	9	1	4	2
消 防 職 員		5	0	0	0	8	1	1	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		2	1	1	0	1	1	1	0
運 輸 事 業 職 員		1	1	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		0	0	0	0	1	0	0	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		19	6	3	1	8	2	3	2
合 計		58	22	14	5	45	9	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢				平成30年度				令和元年度			
				受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
					うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以	下	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～	29	歳	2	0	3	1	3	0	2	0
30	～	39	歳	10	3	2	0	5	0	6	3
40	～	49	歳	14	4	6	4	15	3	5	2
50	～	59	歳	29	14	3	0	20	4	11	5
60	歳	以	上	3	0	0	0	2	2	1	0
合 計				58	21	14	5	45	9	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢				平成30年度				令和元年度			
				受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
					うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以	下	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～	29	歳	2	0	3	1	3	0	2	0
30	～	39	歳	10	3	2	0	5	0	6	3
40	～	49	歳	14	4	6	4	15	3	5	2
50	～	59	歳	29	15	3	0	20	4	11	5
60	歳	以	上	3	0	0	0	2	2	0	0
合 計				58	22	14	5	45	9	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 3-7 表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

区 分	年 度		令和元年度	
	平成30年度		令和元年度	
		うち死亡		うち死亡
20時間未満	0	0	3	2
20時間以上～40時間未満	0	0	1	0
40時間以上～60時間未満	0	0	0	0
60時間以上～80時間未満	0	0	2	1
80時間以上～100時間未満	1	0	5	1
100時間以上	12	4	14	6
その他	1	1	0	0
合 計	14	5	25	10

（資料出所）地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- （注） 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

正

第 3-7 表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

区 分	年 度		令和元年度	
	平成30年度		令和元年度	
		うち死亡		うち死亡
20時間未満	0	0	1	1
20時間以上～40時間未満	0	0	1	0
40時間以上～60時間未満	0	0	0	0
60時間以上～80時間未満	0	0	2	1
80時間以上～100時間未満	1	0	5	1
100時間以上	12	4	14	6
その他	1	1	1	1
合 計	14	5	24	10

（資料出所）地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- （注） 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

誤

第 3-8 表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数

(件)

区 分 \ 年 度	平成30年度		令和元年度	
		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	13	5	25	10
常 勤 的 非 常 勤 職 員	1	0	0	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	0	0	0	0
合 計	14	5	25	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。

正

第 3-8 表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数

(件)

区 分 \ 年 度	平成30年度		令和元年度	
		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	13	5	24	10
常 勤 的 非 常 勤 職 員	1	0	0	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	0	0	0	0
合 計	14	5	24	10

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成30年度				令和元年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	27	4	1	0	23	1	8	1
義務教育学校職員 以外の教育職員	15	3	1	0	20	0	14	7
警察職員	6	0	0	0	15	7	1	0
消防職員	7	0	0	0	14	3	5	1
電気・ガス・水道事業職員	3	1	1	0	3	0	1	0
運輸事業職員	1	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	0	0	0	0	1	0	1	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	72	9	10	2	76	11	24	8
合 計	131	17	13	2	153	22	54	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成30年度				令和元年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	28	4	1	0	24	1	9	1
義務教育学校職員 以外の教育職員	14	3	1	0	22	1	13	7
警察職員	6	0	0	0	15	7	1	0
消防職員	7	0	0	0	14	3	5	1
電気・ガス・水道事業職員	3	1	2	0	3	0	1	0
運輸事業職員	2	0	0	0	1	0	0	0
清掃事業職員	0	0	0	0	1	0	1	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	71	9	9	2	73	10	24	8
合 計	131	17	13	2	153	22	54	17

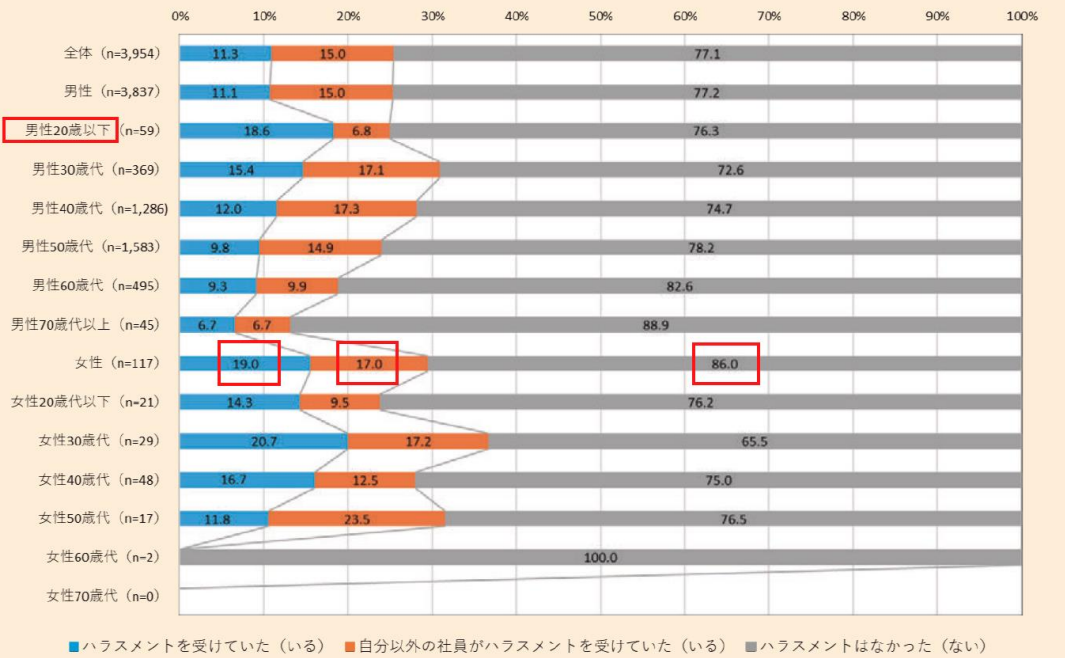
(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P119

誤

第 1-1-18 図 パワーハラスメントの有無（性・年代別）（運送業・労働者調査）



正

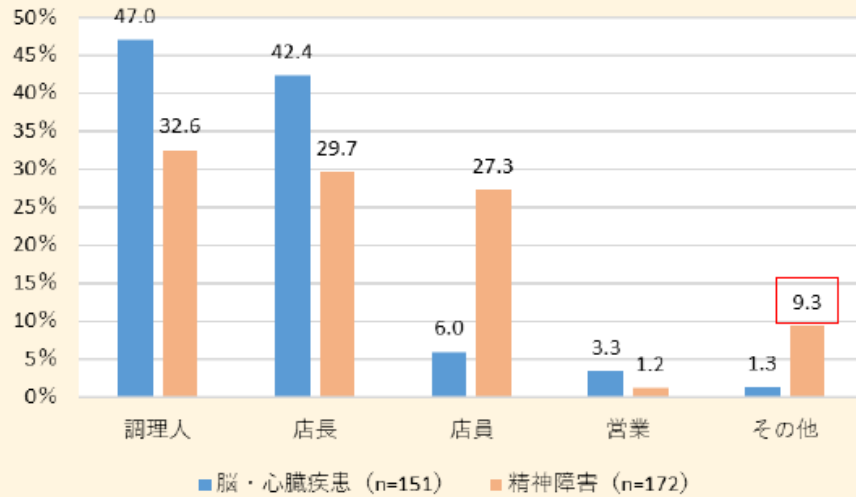
第 1-1-18 図 パワーハラスメントの有無（性・年代別）（運送業・労働者調査）



・ P129

誤

第 1-2-1 図 職種別にみた外食産業事案数の割合

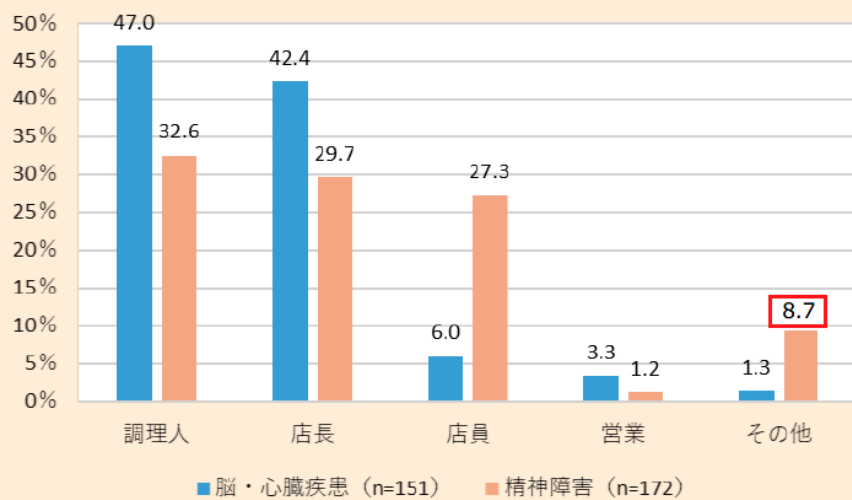


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和2年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」をもとに作成

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-2-1 図 職種別にみた外食産業事案数の割合



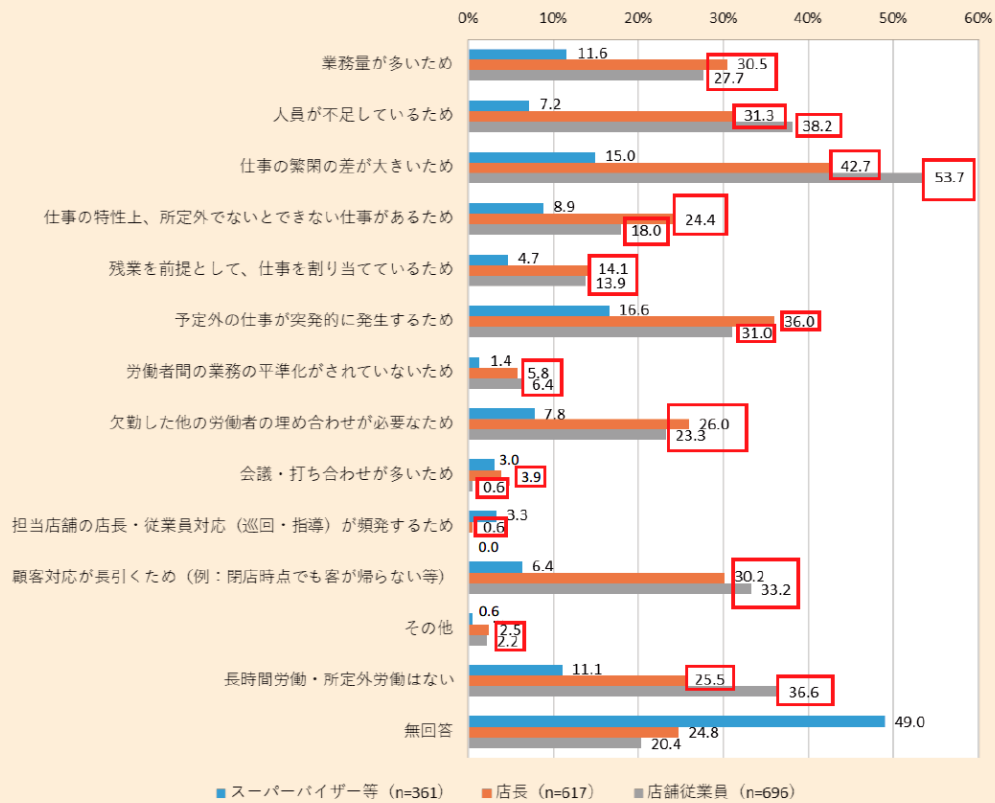
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「令和2年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」をもとに作成

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

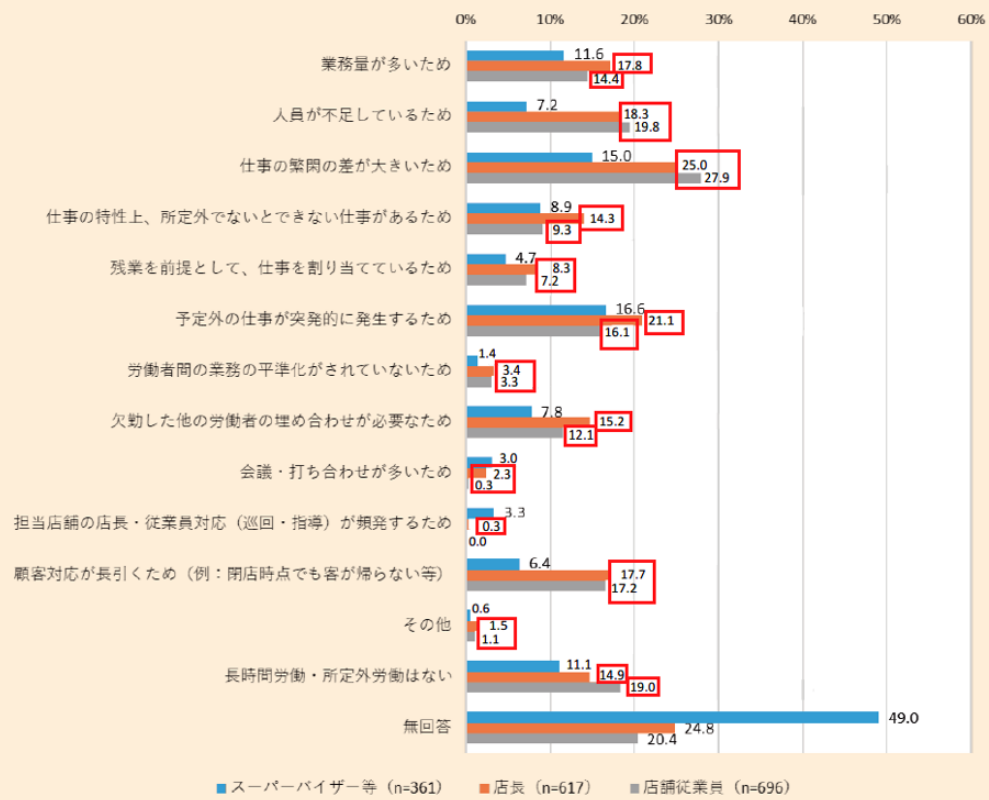
・ P137

誤

第 1-2-11 図 長時間労働・所定外労働が生じる理由（外食産業・企業調査）



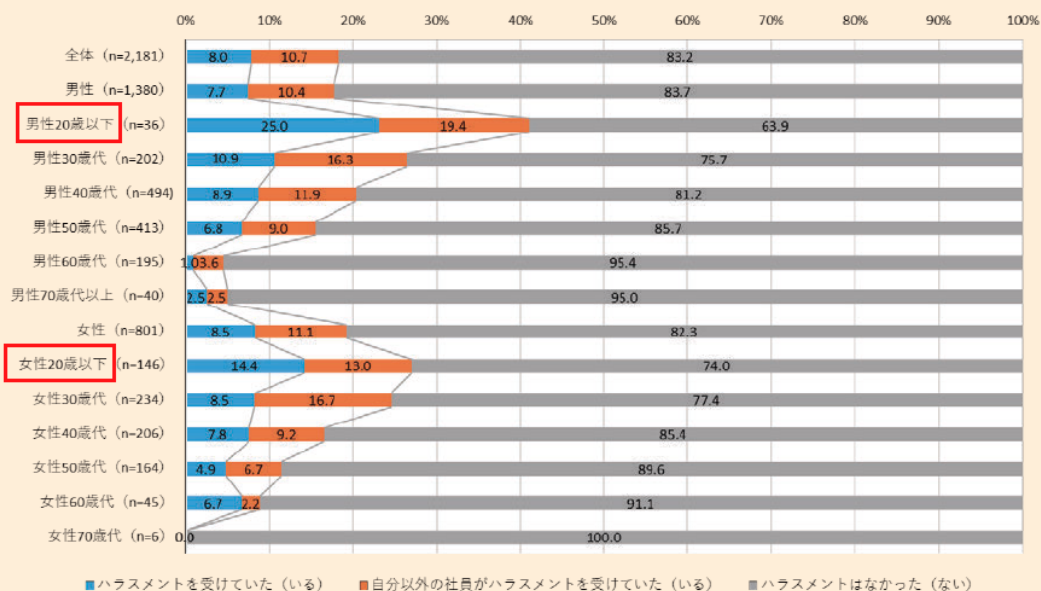
第 1-2-11 図 長時間労働・所定外労働が生じる理由（外食産業・企業調査）



・ P146

誤

第1-2-21 図 パワーハラスメントの有無（性・年代別）（外食産業・労働者調査）

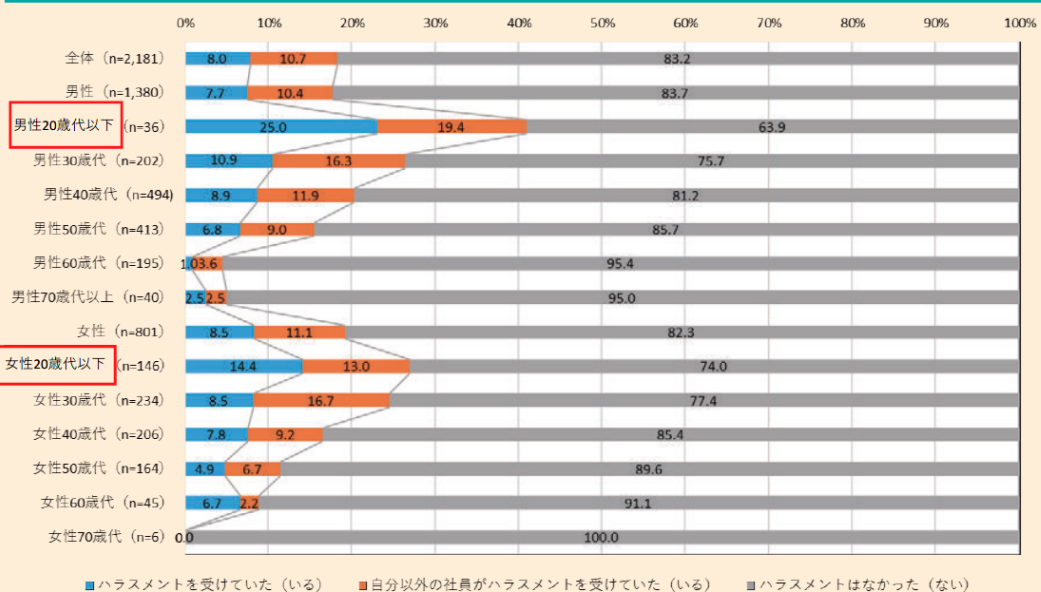


（資料出所）令和2年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」をもとに作成

（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

正

第1-2-21 図 パワーハラスメントの有無（性・年代別）（外食産業・労働者調査）



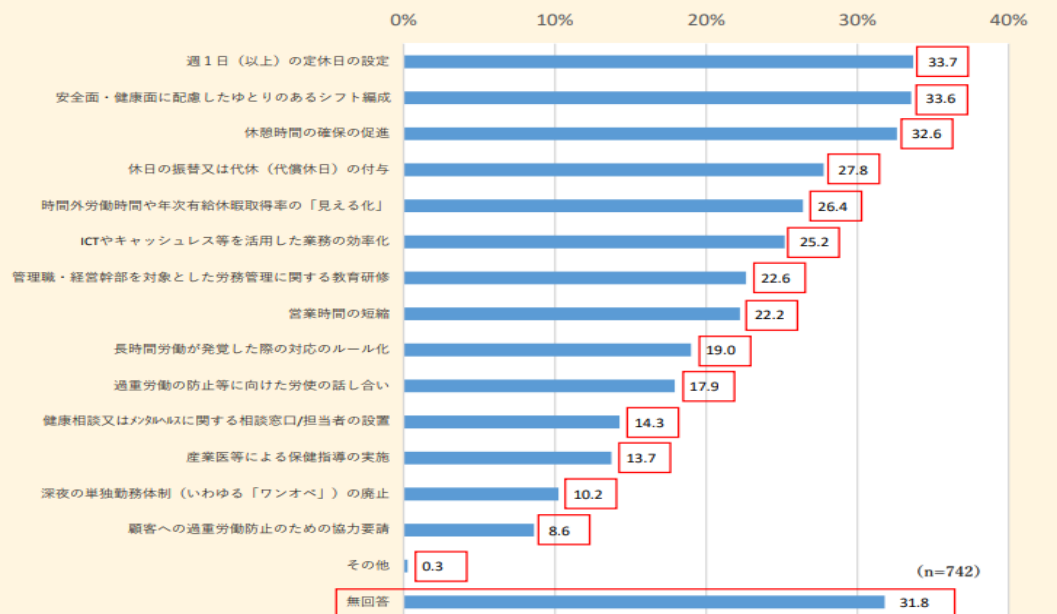
（資料出所）令和2年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」をもとに作成

（注）複数回答。割合（％）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

・ P150

誤

第 1-2-26 図 過重労働の防止に向けて実施している取組（複数回答）（外食産業・企業調査）

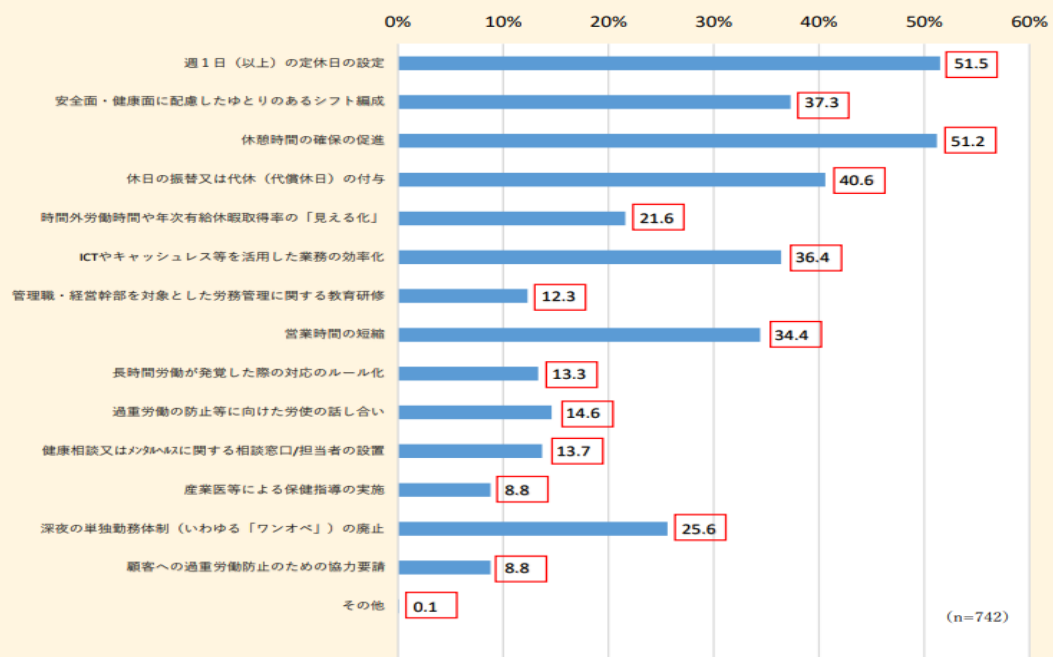


（資料出所）令和2年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」をもとに作成

（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が100を超える。

正

第 1-2-26 図 過重労働の防止に向けて実施している取組（複数回答）（外食産業・企業調査）



（資料出所）令和2年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」をもとに作成

令和元年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	19	(2) 4～5行目	一般職の国家公務員の年次休暇は、原則として1年につき20日とされ、 <u>令和元年</u> の年次休暇の年間使用日数は、・・・	一般職の国家公務員の年次休暇は、原則として1年につき20日とされ、 <u>平成30年</u> の年次休暇の年間使用日数は、・・・
2	64	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は19件（同17件）、次いで義務教育学校職員は16件（同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は7件（同4件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>4件</u> （同5件）などとなっている（第3-5表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は19件（同17件）、次いで義務教育学校職員は16件（同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は7件（同4件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>3件</u> （同5件）などとなっている（第3-5表）。
3	65	第3－5表	別添1参照	
4	65	第3－6表	別添2参照	
5	67	2～6行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>72件</u> （同48件）、次いで義務教育学校職員は <u>27件</u> （同22件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は10件（同16件）、次いで義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員及び電気・ガス・水道事業職員はそれぞれ1件（同6件、同1件及び同0件）となっている（第3-9表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>71件</u> （同48件）、次いで義務教育学校職員は <u>28件</u> （同22件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>9件</u> （同16件）、次いで <u>電気・ガス・水道事業職員は2件（同0件）</u> となっている（第3-9表）。
6	67	第3－9表	別添3参照	
7	151	(1) 13～15行目	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、 <u>令和元年度は536件の監督指導を実施した。</u>	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、 <u>令和元年度の対象事業場は536件であった。</u>
8	155	2～3行目	・・・「 <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律</u> 」を平成31（2019）年の第198回国会に提出した。	・・・「 <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案</u> 」を平成31（2019）年の第198回国会に提出した。
9	172	(3) 7～8行目	様々な機会をとらえて制度の周知を図っており、令和元（2019）年度は新たに <u>10企業</u> を認定し、企業名を公表している。	様々な機会をとらえて制度の周知を図っており、令和元（2019）年度は新たに <u>11企業</u> を認定し、企業名を公表している。
10	176	コラム4 4～5行目	・・・「経営者は過労死・過労自殺を絶対に引き起こしては <u>ならない</u> 」との強い決意をもって・・・	・・・「経営者は過労死・過労自殺を絶対に引き起こしては <u>ならない</u> 」との強い決意をもって・・・

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	180	(6) 7行目	平成30(2018)年には、同サイト内において高校生・大学生等や・・・	<u>平成29(2017)年</u> には、同サイト内において高校生・大学生等や・・・
12	203	9～10行目	また、全体の5割強の運行で荷待ち時間が・・・	また、全体の5割弱の運行で荷待ち時間が・・・
13	223	イ 12～13行目	「国家公務員健康増進等基本計画（平成28年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）	「国家公務員健康増進等基本計画（平成3年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）
14	224	(2)ア① 1～3行目	各地方公共団体に対し、令和元(2019)年度の「「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」（令和元年5月1日総行女第3号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、・・・	各地方公共団体に対し、 <u>「令和元年度の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」（令和元年5月17日総行女第3号総務省自治行政局公務員部長通知）</u> を発出し、・・・
15	246	9～11行目	また、月末1週間の労働時間が80時間以上の雇用者の割合は、「運輸業，郵便業」において令和2年3月の割合、「医療，福祉」において令和2年3月から5月までの割合が前年同月よりも増加している（第1-2図）。	また、月末1週間の労働時間が80時間以上の雇用者の割合は、「運輸業，郵便業」において令和2年3月の割合、 <u>「卸売業，小売業」において令和2年5月の割合</u> 、「医療，福祉」において令和2年3月から5月までの割合が前年同月よりも増加している（第1-2図）。

・ P65

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成 29 年度				平成 30 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	11	3	4	2	16	7	7	3
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	10	1	2	1	6	2	2	1
警 察 職 員	5	0	2	1	9	4	1	0
消 防 職 員	10	2	0	0	5	0	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1	1	0	0	2	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	1	1	0	0
清 掃 事 業 職 員	1	1	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	17	5	5	2	19	6	4	1
合 計	55	13	13	6	58	21	14	5

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成 29 年度				平成 30 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	11	3	4	2	16	7	7	3
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	10	1	2	1	6	2	2	1
警 察 職 員	5	0	2	1	9	5	1	0
消 防 職 員	10	2	0	0	5	0	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1	1	0	0	2	1	1	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	1	1	0	0
清 掃 事 業 職 員	1	1	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	17	5	5	2	19	6	3	1
合 計	55	13	13	6	58	22	14	5

・ P65

誤

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢				平成 29 年度				平成 30 年度			
				受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
					うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以	下	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～	29	歳	4	1	1	1	2	0	3	1
30	～	39	歳	6	2	1	1	10	3	2	0
40	～	49	歳	21	4	7	4	14	4	6	4
50	～	59	歳	19	5	2	0	29	14	3	0
60	歳	以	上	5	1	2	0	3	0	0	0
合 計				55	13	13	6	58	21	14	5

正

第 3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢				平成 29 年度				平成 30 年度			
				受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
					うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以	下	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～	29	歳	4	1	1	1	2	0	3	1
30	～	39	歳	6	2	1	1	10	3	2	0
40	～	49	歳	21	4	7	4	14	4	6	4
50	～	59	歳	19	5	2	0	29	15	3	0
60	歳	以	上	5	1	2	0	3	0	0	0
合 計				55	13	13	6	58	22	14	5

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種 \ 年 度	平成 29 年度				平成 30 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	22	3	6	2	27	4	1	0
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	17	5	1	0	15	3	1	0
警 察 職 員	6	2	5	3	6	0	0	0
消 防 職 員	7	1	3	0	7	0	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	3	1	1	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	0	0	1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	48	5	16	7	72	9	10	2
合 計	101	16	31	12	131	17	13	2

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種 \ 年 度	平成 29 年度				平成 30 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	22	3	6	2	28	4	1	0
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	17	5	1	0	14	3	1	0
警 察 職 員	6	2	5	3	6	0	0	0
消 防 職 員	7	1	3	0	7	0	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	3	1	2	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	0	0	2	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	48	5	16	7	71	9	9	2
合 計	101	16	31	12	131	17	13	2

平成30年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	目次		第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 3 啓発 3. 9 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進 ＜コラム10＞トラック運送業界における過労死等防止対策の取組	第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 3 啓発 3. 9 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進 ＜コラム10＞トラック運送業界における過労死等防止対策への取組
2	36	第1－7表		(注)に以下を追記 3. ＜ ＞内は死亡の件数で、内数である。
3	39	第1－10表	(注) 5. 「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したもの。 ・不規則な勤務 ・拘束時間の長い勤務 ・出張の多い勤務 ・交替制勤務・深夜勤務	(注) 5. 「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したもの。 ・不規則な勤務 ・拘束時間の長い勤務 ・出張の多い勤務 ・交替制勤務・深夜勤務 ・精神的緊張を伴う業務
4	43	第1－15表	別添1参照	
5	44	第1－16表	別添2参照	
6	47	第1－19表	別添3参照	
7	51	第1－23表	別添4参照	
8	62	2～3行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は17件（同12件）、次いで・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は17件（同10件）、次いで・・・
9	63	第3－5表	別添5参照	
10	65	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は48件（同57件）、次いで義務教育学校職員は22件（同21件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は16件（同23件）、次いで義務教育学校職員は6件（同10件）などとなっている（第3-9表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は48件（同53件）、次いで義務教育学校職員は22件（同21件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は16件（同21件）、次いで義務教育学校職員は6件（同11件）などとなっている（第3-9表）。

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	65	第3－9表	別添6参照	
12	74	(1)ア 12～14行目	さらに、男女別にみると、・・・精神障害事案149件では138件（92.6%）が男性、11件（7.4%）が女性であった。（第1-1-1図）。	さらに、男女別にみると、・・・精神障害事案149件では138件（92.6%）が男性、11件（7.4%）が女性 <u>であった</u> （第1-1-1図）。
13	75	13～14行目	「技能労働者等」（62件）では・・・次いで30歳代が14件、 <u>50歳代が12件</u> の順であった。	「技能労働者等」（62件）では・・・次いで30歳代が14件、 <u>29歳以下と50歳代が12件</u> の順であった。
14	79	第1－1－7図	タイトル <u>具体的出来事別</u> にみた建設業の精神障害事案数	タイトル <u>職種別・具体的出来事別</u> にみた建設業の精神障害事案数
15	86	5～6行目	企業の常用労働者数別にみると、 <u>常用労働者数が多いほど</u> 「取得しやすくなった」と回答した割合が高かった（第1-1-16図）。	企業の常用労働者数別にみると、 <u>おおむね常用労働者数が多いほど</u> 「取得しやすくなった」と回答した割合が高かった（第1-1-16図）。
16	91	1～3行目	企業調査結果によると、過重労働防止のための取組の実施状況について、・・・次いで「工事現場や <u>事務所</u> における健康確保の取組の推進（健康状態の確認、健康教育等）」（73.2%）、・・・	企業調査結果によると、過重労働防止のための取組の実施状況について、・・・次いで「工事現場や <u>事業所</u> における健康確保の取組の推進（健康状態の確認、健康教育等）」（73.2%）、・・・
17	100	1～3行目	また、具体的出来事の内訳を見ると、・・・次いで「2週間（ <u>12日間</u> ）以上にわたって連続勤務を行った」が5件、・・・	また、具体的出来事の内訳を見ると、・・・次いで「2週間（ <u>12日</u> ）以上にわたって連続勤務を行った」が5件、・・・
18	104	7～9行目	労働者調査結果によると、平均的な時期（通常期）における1週間当たりの労働時間について、「40時間以下」（35.4%）が最も多く、次いで「40時間超50時間以下」（38.2%）、「50時間超60時間以下」（9.7%）であった（第1-2-12図）。	労働者調査結果によると、平均的な時期（通常期）における1週間当たりの労働時間について、「 <u>40時間超50時間以下</u> 」（ <u>38.2%</u> ）が最も多く、次いで「 <u>40時間以下</u> 」（ <u>35.4%</u> ）、「50時間超60時間以下」（9.7%）であった（第1-2-12図）。
19	105	1～3行目	また、最も忙しかった時期（繁忙期）においては、「50時間超60時間以下」（24.1%）が最も多く、次いで「40時間超50時間以下」（19.0%）、「 <u>40時間以下</u> 」（9.8%）、であった（第1-2-13図）。	また、最も忙しかった時期（繁忙期）においては、「50時間超60時間以下」（24.1%）が最も多く、次いで「40時間超50時間以下」（19.0%）、「 <u>60時間超70時間以下</u> 」（ <u>14.6%</u> ）であった（第1-2-13図）。
20	112	5～6行目	業種別にみると、出版において「足りていない」、「 <u>どちらかと</u> えいば足りていない」と回答した割合の合計が・・・	業種別にみると、出版において「足りていない」、「 <u>どちらか</u> といえは足りていない」と回答した割合の合計が・・・
21	114	第1－2－24図	部下・後輩への指導	部下・後輩 <u>等</u> への指導
22	116 117	第1－2－26図 第1－2－27図	広告（n＝ <u>228</u> ）	広告（n＝ <u>226</u> ）
23	124	第1－2－38図	別添7参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
24	140	(3) 1～3行目	平成30（2018）年度、総務省では地方公務員災害補償基金が保有する平成22（2010）年1月から平成29年（2017）年3月までの期間に公務災害として認定された脳・心臓疾患事案と精神疾患事案に関する <u>公務外認定理由書</u> などの関連資料について提供を依頼した。	平成30（2018）年度、総務省では地方公務員災害補償基金が保有する平成22（2010）年1月から平成29年（2017）年3月までの期間に公務災害として認定された脳・心臓疾患事案と精神疾患事案に関する <u>公務災害認定理由書</u> などの関連資料について提供を依頼した。
25	152	(1) 12～14行目	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、平成30年度は465件の監督指導を実施した。	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、平成30年度は <u>対象事業場は465件であった。</u>
26	174	(6) 1行目～7行目	主に高校生及び大学生等が・・・e-ラーニングシステム教材（e-ラーニングでチェック！今日から <u>支える</u> 労働法～Let`s study labor law～）を無料で公開し、登録者数は5,325人（平成31年3月31日時点）となっている。 ・・・平成30（2018）年には、同サイト内において高校生・大学生等や・・・	主に高校生及び大学生等が・・・e-ラーニングシステム教材（e-ラーニングでチェック！今日から <u>使える</u> 労働法～Let`s study labor law～）を無料で公開し、登録者数は5,325人（平成31年3月31日時点）となっている。 ・・・ <u>平成29（2017）年</u> には、同サイト内において高校生・大学生等や・・・
27	181	コラム6 9～13行目	ストレッチ体操、フリートーク、・・・各社員の1日の予定や <u>退社予時刻</u> の宣言で締めくくります。	ストレッチ体操、フリートーク、・・・各社員の1日の予定や <u>退社予定時刻</u> の宣言で締めくくります。
28	192	(1) 13～14行目	その結果、「過去3年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた」と回答した企業は36.3%、・・・	その結果、「過去3年間にパワーハラスメントに <u>該当すると判断した事例がある</u> 」と回答した企業は36.3%、・・・
29	193	第8－1図	別添8参照	
30	194	第8－3図	別添9参照	
31	197	コラム9 4行目、 34～35行目	・・・主な要因と思われます ・・・現場で使えるマニュアルとするためには・・・各企業単独の <u>価値感</u> や使命感だけでは対応に限界があります。	・・・主な要因と思われます。 ・・・現場で使えるマニュアルとするためには・・・各企業単独の <u>価値観</u> や使命感だけでは対応に限界があります。
32	199	(1) ア 11～12行目	また、全体の <u>5割強</u> の運行で荷待ち時間が・・・	また、全体の <u>5割弱</u> の運行で荷待ち時間が・・・
33	201	コラム10 34～35行目	こうした取組を推進するための具体的なツールとして、・・・睡眠に関するQ＆A集として「 <u>トラックドライバー睡眠マニュアル</u> 」や、・・・	こうした取組を推進するための具体的なツールとして、・・・睡眠に関するQ＆A集として「 <u>トラックドライバー睡眠マニュアル</u> 」や、・・・
34	221	(1) 1～3行目	（独）労働者健康安全機構が全国の都道府県に設置する・・・、平成30（2018）年度は1,152回実施した。	（独）労働者健康安全機構が全国の都道府県に設置する・・・、平成30（2018）年度は <u>1,151回</u> 実施した。
35	226	7～8行目	「国家公務員健康増進等基本計画（平成28年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）	「国家公務員健康増進等基本計画（平成 <u>3</u> 年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）

No.	ページ	行/図表	誤	正
36	227	① 1～4行目	各地方公共団体に対し、平成30（2018）年度の「 <u>「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について</u> 」（平成30年4月27日総行公第49号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、・・・	各地方公共団体に対し、 <u>「平成30年度の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について</u> 」（平成30年4月27日総行公第49号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、・・・
37	230	1～3行目	労働条件に関する相談窓口については、・・・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平成30（2018）年度は、 <u>54,453件</u> の相談を受け付けた。	労働条件に関する相談窓口については、・・・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平成30（2018）年度は、 <u>54,452件</u> の相談を受け付けた。

誤

第 1-15 表 平成 30 年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

(件)			
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	192 (135) 〈 6 (4)〉
11	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	44 (27) 〈 3 (1)〉
12	教育，学習支援業	学校教育	37 (8) 〈 2 (0)〉

正

第 1-15 表 平成 30 年度精神障害の労災請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

(件)			
	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	192 (135) 〈 6 (4)〉
11	教育，学習支援業	学校教育	44 (27) 〈 3 (1)〉
12	運輸業，郵便業	道路旅客運送業	37 (8) 〈 2 (0)〉

誤

第 1-16 表 平成 30 年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

(件)			
	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	37 (4) 〈 5 (0)〉
2	医療，福祉	医療業	35 (25) 〈 3 (1)〉
3	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	35 (29) 〈 1 (1)〉
4	建設業	総合工事業	23 (0) 〈 5 (0)〉
5	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	20 (9) 〈 5 (1)〉
6	卸売業，小売業	機械器具小売業	19 (6) 〈 6 (0)〉
7	情報通信業	情報サービス業	18 (7) 〈 3 (0)〉
8	製造業	食料品製造業	17 (3) 〈 3 (0)〉
9	建設業	設備工事業	15 (0) 〈 5 (0)〉
10	卸売業，小売業	その他の小売業	13 (3) 〈 2 (0)〉
11	製造業	金属製品製造業	12 (3) 〈 0 (0)〉
12	学術研究，専門・技術サービス業	技術サービス業 (他に分類されないもの)	12 (6) 〈 2 (0)〉
13	製造業	輸送用機械器具製造業	11 (1) 〈 3 (0)〉
14	サービス業 (他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	11 (2) 〈 0 (0)〉
15	生活関連サービス業，娯楽業	娯楽業	11 (5) 〈 0 (0)〉

第 1-16 表 平成 30 年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

(件)			
	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	37 (4) 〈 5 (0)〉
2	医療，福祉	医療業	35 (25) 〈 3 (1)〉
2	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	35 (29) 〈 1 (1)〉
4	建設業	総合工事業	23 (0) 〈 5 (0)〉
5	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	20 (9) 〈 5 (1)〉
6	卸売業，小売業	機械器具小売業	19 (6) 〈 6 (0)〉
7	情報通信業	情報サービス業	18 (7) 〈 3 (0)〉
8	製造業	食料品製造業	17 (3) 〈 3 (0)〉
9	建設業	設備工事業	15 (0) 〈 5 (0)〉
10	卸売業，小売業	その他の小売業	13 (3) 〈 2 (0)〉
11	製造業	金属製品製造業	12 (3) 〈 0 (0)〉
11	学術研究，専門・技術サービス業	技術サービス業 (他に分類されないもの)	12 (6) 〈 2 (0)〉
13	製造業	輸送用機械器具製造業	11 (1) 〈 3 (0)〉
13	サービス業 (他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	11 (2) 〈 0 (0)〉
13	生活関連サービス業，娯楽業	娯楽業	11 (5) 〈 0 (0)〉

誤

第 1-19 表 平成 30 年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

			(件)
	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	41 (24) 〈 9 (1)〉
2	販売従事者	営業職業従事者	38 (16) 〈 6 (0)〉
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	35 (0) 〈 5 (0)〉
4	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	32 (8) 〈 10 (0)〉
5	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	23 (3) 〈 9 (0)〉
5	販売従事者	商品販売従事者	23 (10) 〈 4 (0)〉
7	専門的・技術的職業従事者	保健師、助産師、看護師	22 (20) 〈 0 (0)〉
8	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	20 (18) 〈 0 (0)〉
9	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	19 (4) 〈 3 (0)〉
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17 (6) 〈 4 (0)〉
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	16 (7) 〈 3 (1)〉
12	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	13 (4) 〈 2 (0)〉
13	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	13 (3) 〈 1 (0)〉
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者 (開発を除く)	11 (2) 〈 2 (0)〉
14	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	11 (4) 〈 0 (0)〉

第 1-19 表 平成 30 年度精神障害の労災支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

(件)

	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	41 (24) 〈 9 (1)〉
2	販売従事者	営業職業従事者	38 (16) 〈 6 (0)〉
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	35 (0) 〈 5 (0)〉
4	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	32 (8) 〈 10 (0)〉
5	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	23 (3) 〈 9 (0)〉
5	販売従事者	商品販売従事者	23 (10) 〈 4 (0)〉
7	専門的・技術的職業従事者	保健師、助産師、看護師	22 (20) 〈 0 (0)〉
8	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	20 (18) 〈 0 (0)〉
9	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	19 (4) 〈 3 (0)〉
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17 (6) 〈 4 (0)〉
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	16 (7) 〈 3 (1)〉
12	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	13 (4) 〈 2 (0)〉
12	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	13 (3) 〈 1 (0)〉
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者 (開発を除く)	11 (2) 〈 2 (0)〉
14	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	11 (4) 〈 0 (0)〉

誤

第 1-23 表 精神障害の出来事別労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	平成 29 年度				平成 30 年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	86 (39)	4 (0)	26 (5)	2 (0)	86 (25)	6 (1)	36 (5)	4 (0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	99 (51)	1 (0)	63 (32)	1 (0)	92 (55)	0 (0)	56 (32)	0 (0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	10 (2)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	24 (4)	11 (0)	8 (1)	6 (0)	26 (5)	7 (1)	4 (0)	1 (0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	5 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (4)	2 (0)	4 (3)	1 (0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	12 (7)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	9 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	達成困難なノルマが課された	13 (4)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (5)	1 (0)	4 (0)	1 (0)
	ノルマが達成できなかった	10 (4)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	9 (3)	3 (1)	1 (0)	1 (0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	8 (3)	3 (0)	5 (2)	3 (0)	12 (2)	4 (0)	3 (0)	2 (0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	6 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	13 (4)	2 (0)	2 (1)	1 (0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	34 (15)	4 (1)	4 (1)	1 (0)	21 (12)	3 (1)	5 (3)	1 (1)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	185 (54)	46 (2)	64 (13)	21 (1)	181 (53)	35 (4)	69 (11)	14 (0)
	1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った	61 (5)	15 (0)	41 (4)	10 (0)	68 (8)	21 (1)	45 (6)	14 (1)
	2 週間以上にわたって連続勤務を行った	71 (8)	22 (0)	48 (6)	11 (0)	43 (7)	14 (1)	25 (5)	9 (1)
	勤務形態に変化があった	3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (3)	3 (1)	0 (0)	0 (0)
	仕事のペース、活動の変化があった	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

正

第 1-23 表 精神障害の出来事別労災決定及び労災支給決定（認定）件数

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	平成 29 年度				平成 30 年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	86 (39)	4 (0)	26 (5)	2 (0)	86 (25)	6 (1)	36 (5)	4 (0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	99 (51)	1 (0)	63 (32)	1 (0)	92 (55)	0 (0)	56 (32)	0 (0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	10 (2)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	24 (4)	11 (0)	8 (1)	6 (0)	26 (5)	7 (1)	4 (0)	1 (0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	5 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (4)	2 (0)	4 (3)	0 (0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	12 (7)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	9 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
	達成困難なノルマが課された	13 (4)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (5)	1 (0)	4 (0)	1 (0)
	ノルマが達成できなかった	10 (4)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	9 (3)	3 (1)	1 (0)	1 (0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	8 (3)	3 (0)	5 (2)	3 (0)	12 (2)	4 (0)	3 (0)	2 (0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	6 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	13 (4)	2 (0)	2 (1)	1 (0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	34 (15)	4 (1)	4 (1)	1 (0)	21 (12)	3 (1)	5 (3)	1 (1)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	185 (54)	46 (2)	64 (13)	21 (1)	181 (53)	35 (4)	69 (11)	14 (0)
	1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った	61 (5)	15 (0)	41 (4)	10 (0)	68 (8)	21 (1)	45 (6)	14 (1)
	2 週間以上にわたって連続勤務を行った	71 (8)	22 (0)	48 (6)	11 (0)	43 (7)	15 (1)	25 (5)	9 (1)
	勤務形態に変化があった	3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (3)	3 (1)	0 (0)	0 (0)
	仕事のペース、活動の変化があった	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

・ P63

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成 28 年度				平成 29 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	15	6	5	2	11	3	4	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	8	4	2	1	10	1	2	1
警 察 職 員	9	3	3	2	5	0	2	1
消 防 職 員	4	0	3	1	10	2	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1	0	0	0	1	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	1	1	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	12	4	4	2	17	5	5	2
合 計	49	17	17	8	55	13	13	6

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成 28 年度				平成 29 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	15	6	5	2	11	3	4	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	9	4	2	1	10	1	2	1
警 察 職 員	9	3	3	2	5	0	2	1
消 防 職 員	4	0	3	1	10	2	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	2	1	0	0	1	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	1	1	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	10	3	4	2	17	5	5	2
合 計	49	17	17	8	55	13	13	6

・ P65

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成 28 年度				平成 29 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	21	3	10	3	22	3	6	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	20	2	4	0	17	5	1	0
警 察 職 員	6	4	4	4	6	2	5	3
消 防 職 員	5	0	5	2	7	1	3	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1	1	1	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	5	0	2	1	1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	1	0	1	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	57	18	23	4	48	5	16	7
合 計	116	28	50	14	101	16	31	12

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

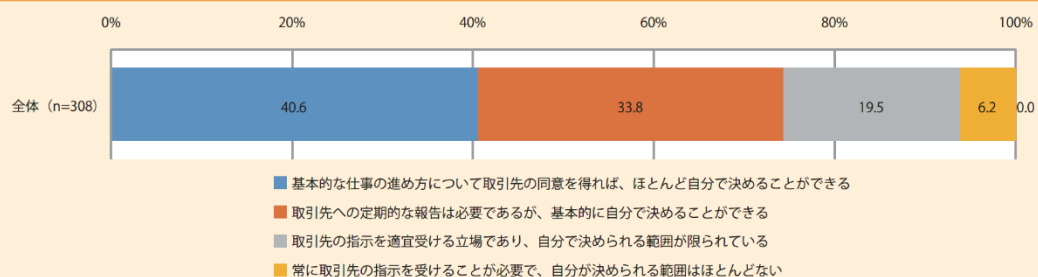
(件)

年 度 職 種	平成 28 年度				平成 29 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	21	3	11	3	22	3	6	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	22	2	5	0	17	5	1	0
警 察 職 員	6	4	4	4	6	2	5	3
消 防 職 員	5	0	5	2	7	1	3	0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	3	2	1	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	5	0	2	1	1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	1	0	1	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	53	17	21	4	48	5	16	7
合 計	116	28	50	14	101	16	31	12

・ P124

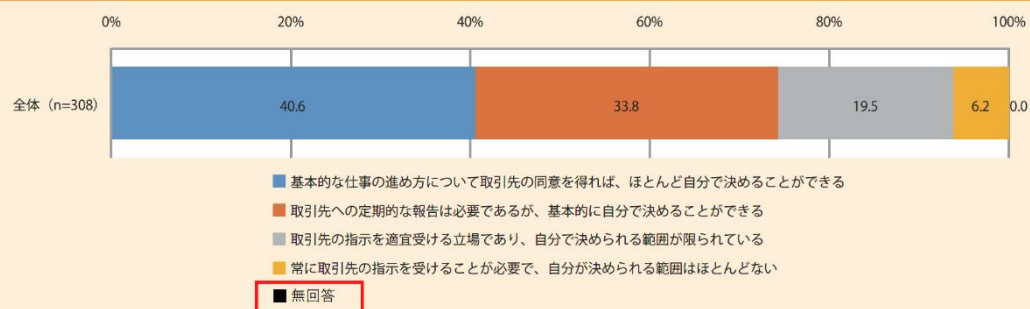
誤

第 1-2-38 図 仕事の進め方（メディア業界・フリーランス調査）



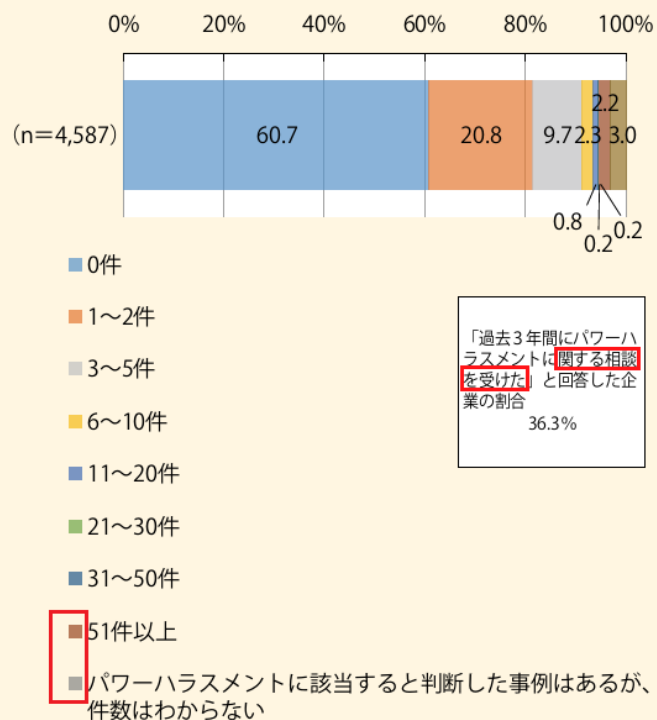
正

第 1-2-38 図 仕事の進め方（メディア業界・フリーランス調査）



誤

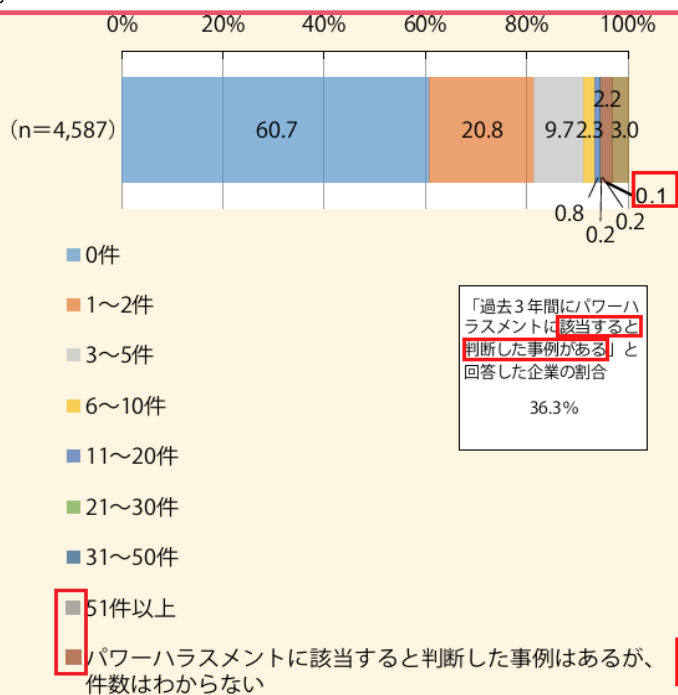
第 8-1 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた回数 (企業調査)



(資料出所) 厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」(委託事業)

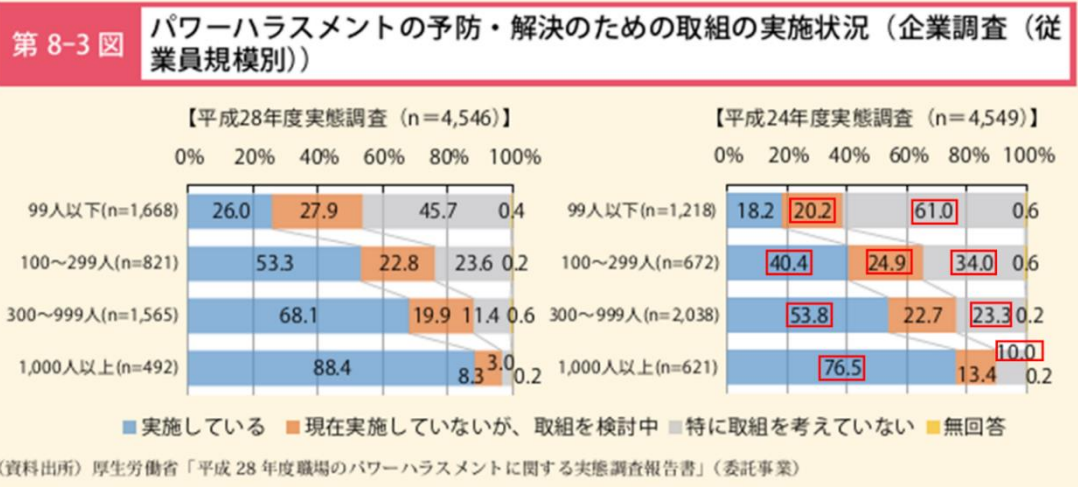
正

第 8-1 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例の件数 (企業調査)

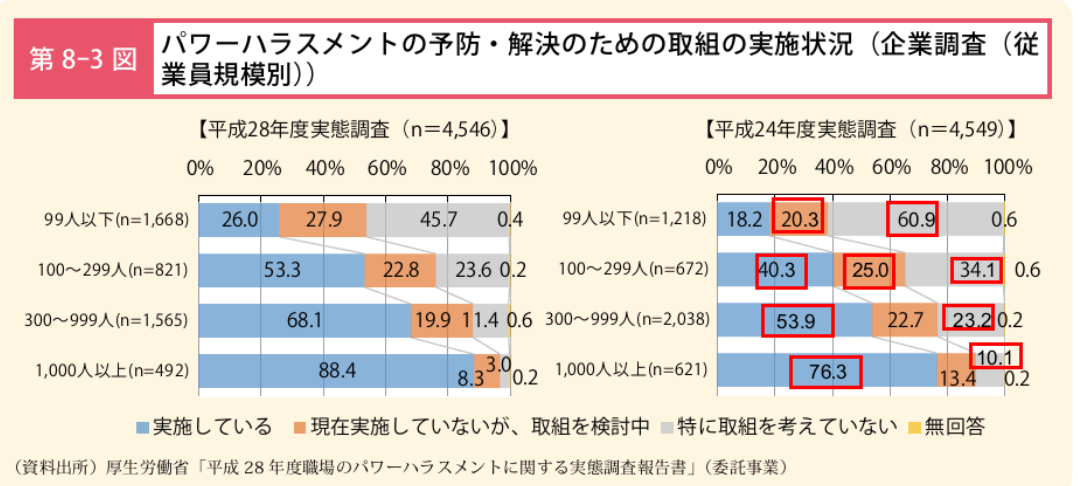


(資料出所) 厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」(委託事業)

誤



正



平成29年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	30	1～3行目	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、・・・次いで、「無職者」、 <u>「自営業者・家族従業者」</u> となっている（第4-5図）。	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、・・・次いで、「無職者」、 <u>「自営業・家族従業者」</u> となっている（第4-5図）。
2	48	1～2行目	次に、職種別（大分類）でみると、労災請求件数は「専門的・技術的職業従事者」429件（24.8%） <u>「事務従事者」</u> 329件（19.0%）、・・・	次に、職種別（大分類）でみると、労災請求件数は「専門的・技術的職業従事者」429件（24.8%）、 <u>「事務従事者」</u> 329件（19.0%）、・・・
3	65	2～5行目	職種別では、受理件数について、義務教育学校職員は15件（同7件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>12件</u> （同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は5件（同13件）、次いでその他の職員（一般職員等）は4件（ <u>同10件</u> ）などとなっている（第3-5表）。	職種別では、受理件数について、義務教育学校職員は15件（同7件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>10件</u> （同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は5件（同13件）、次いでその他の職員（一般職員等）は4件（ <u>同11件</u> ）などとなっている（第3-5表）。
4	66	第3－5表	別添1参照	
5	68	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は57件（ <u>同50件</u> ）、次いで義務教育学校職員は21件（ <u>同12件</u> ）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は23件（同18件）、次いで義務教育学校職員は <u>10件</u> （同0件）などとなっている（第3-9表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>53件</u> （ <u>同51件</u> ）、次いで義務教育学校職員 <u>以外の教育職員</u> は <u>22件</u> （ <u>同13件</u> ）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>21件</u> （同18件）、次いで義務教育学校職員は <u>11件</u> （同0件）などとなっている（第3-9表）。
6	68	第3－9表	別添2参照	
7	90	（1）ア 9～10行目	また、疾患別にみると、「脳疾患」 <u>（57.3%）</u> 、「心臓疾患」 <u>（42.7%）</u> であった（第1-1-3図）。	また、疾患別にみると、「脳疾患」 <u>（57.1%）</u> 、「心臓疾患」 <u>（42.2%）</u> であった（第1-1-3図）。
8	91	第1－1－3図	別添3参照	
9	95	（2）ア 4～8行目	また、精神障害事案のうち・・・教員以外では事務職員や研究職員等の「その他の教育の職業」 <u>（43件、61.5%（うち学校教育（21件、40.4%）、その他教育（22件、21.1%）））</u> という結果であった（第1-2-1図）。	また、精神障害事案のうち・・・教員以外では事務職員や研究職員等の「その他の教育の職業」 <u>（35件、61.4%（うち学校教育（23件、40.4%）、その他教育（12件、21.1%）））</u> という結果であった（第1-2-1図）。
10	96	1～3行目	教育・学習支援業事案について・・・、精神障害事案では56.1%が男性 <u>（23件）</u> であった（第1-2-2図）。	教育・学習支援業事案について・・・、精神障害事案では56.1%が男性 <u>（32件）</u> であった（第1-2-2図）。

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	106	5～8行目	教職員調査結果によると、 <u>教員（副校長・教頭を除く）</u> の出勤時刻・退勤時刻の把握方法について「教職員による自己申告を基に確認」（出勤30.0%、退勤41.4%）が最も多く、次いで「タイムカード等の客観的な記録を基に確認」は2割弱（出勤19.2%、退勤18.5%）であった（第1-2-20図）。	教職員調査結果によると、 <u>教員</u> の出勤時刻・退勤時刻の把握方法について「教職員による自己申告を基に確認」は <u>3～4割</u> （出勤30.0%、退勤41.4%）、「タイムカード等の客観的な記録を基に確認」は2割弱（出勤19.2%、退勤18.5%）であった（第1-2-20図）。
12	108	3～15行目	通常期における平日1日の実勤務時間については、「10時間超12時間以下」（50.2%）が最も多く、・・・全体の平均実勤務時間は11時間17分であった（第1-2-23図）。 学校種別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順になっていた（第1-2-24図）。 職名別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順となっていた（第1-2-25図）。	通常期における平日1日の実勤務時間については、「10時間超12時間以下」（50.2%）が最も多く、・・・全体の平均実勤務時間は11時間17分であった（第1-2-23図、 <u>第1-2-25図</u> ）。 学校種別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順になっていた（ <u>第1-2-23図、第1-2-25図</u> ）。 職名別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順となっていた（ <u>第1-2-24図、第1-2-25図</u> ）。
13	109	第1－2－24図	別添4参照	
14	110	第1－2－25図	別添5参照	
15	114	12～13行目	※2「部活動の指導」：小学校3.7%、中学校 <u>42.0%</u> 、義務教育学校 <u>38.7%</u> 、高等学校 <u>36.2%</u> 、中等教育学校 <u>47.1%</u> ・・・	※2「部活動の指導」：小学校3.7%、中学校 <u>33.9%</u> 、義務教育学校 <u>21.5%</u> 、高等学校 <u>26.3%</u> 、中等教育学校 <u>34.6%</u> ・・・
16	115	11～13行目	※「ノー部活動デーの設定」：・・・特別支援学校（高等部） <u>12.0%</u>	※「ノー部活動デーの設定」：・・・特別支援学校（高等部） <u>12.0%</u>
17	117	(3) ア 1～7行目	情報サービス業（日本標準産業分類（中分類））において、・・・次いで「プログラマー」（2件、6.5%）、 <u>「営業、管理職」及び「アナリスト」</u> （1件、3.2%）であった（第1-3-1図）。	情報サービス業（日本標準産業分類（中分類））において、・・・次いで「プログラマー」（2件、6.5%）、 <u>「営業」、「管理職」及び「アナリスト」</u> （1件、3.2%）であった（第1-3-1図）。
18	128	第1－3－23図	別添6参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
19	128 ～129	P128の1行目～ P129の2行目	企業調査結果によると、所定外労働が発生する理由としては、「ITエンジニア間の業務の平準化ができないため」 <u>(65.3%)</u> が最も多く、次いで「顧客の問題に対応するため」 <u>(59.4%)</u> 、「顧客等との連絡調整のため」 <u>(59.0%)</u> 、「仕様変更に対応するため」 <u>(44.2%)</u> であった（第1-3-24図）。 ・・・労働者調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「トラブル等の緊急対応のため」 <u>(59.1%)</u> が企業調査結果では11.6%に留まり、他方で、企業調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「ITエンジニア間の業務の平準化ができていないため」 <u>(65.3%)</u> が労働者調査結果においては21.3%にとどまる等、企業と労働者間の認識にかい離がみられた。	企業調査結果によると、所定外労働が発生する理由としては、「ITエンジニア間の業務の平準化ができないため」 <u>(65.2%)</u> が最も多く、次いで「顧客の問題に対応するため」 <u>(59.4%)</u> 、「顧客等との連絡調整のため」 <u>(58.9%)</u> 、「仕様変更に対応するため」 <u>(44.2%)</u> であった（第1-3-24図）。 ・・・労働者調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「トラブル等の緊急対応のため」 <u>(59.1%)</u> が企業調査結果では11.6%に留まり、他方で、企業調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「ITエンジニア間の業務の平準化ができていないため」 <u>(65.2%)</u> が労働者調査結果においては21.3%にとどまる等、企業と労働者間の認識にかい離がみられた。
20	129	第1-3-24図	別添7参照	
21	132	14～18行目	また、企業調査結果によると、過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題について「顧客の理解・協力が必要である」 <u>(56.1%)</u> が最も多く、次いで「ITエンジニア自身の理解・協力が必要である」 <u>(45.8%)</u> 、「業務負担をITエンジニア間で平準化することが難しい」 <u>(37.3%)</u> 、「納期などの契約条件を満たすことができなくなる恐れがある」 <u>(35.8%)</u> となっている（第1-3-30図）。	また、企業調査結果によると、過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題について「顧客の理解・協力が必要である」 <u>(56.0%)</u> が最も多く、次いで「ITエンジニア自身の理解・協力が必要である」 <u>(45.6%)</u> 、「業務負担をITエンジニア間で平準化することが難しい」 <u>(37.1%)</u> 、「納期などの契約条件を満たすことができなくなる恐れがある」 <u>(35.7%)</u> となっている（第1-3-30図）。
22	135	第1-3-30図	別添8参照	
23	139	11～13行目	また、調理人・店長事案のうち、脳・心臓疾患事案について、就業規則や賃金規程を作成していた事業場（就業規則 <u>38.5%</u> 、賃金規程 <u>41.5%</u> ）は、全業種平均（就業規則78.8%、賃金規程70.1%）と比較して低く、・・・	また、調理人・店長事案のうち、脳・心臓疾患事案について、就業規則や賃金規程を作成していた事業場（就業規則 <u>52.3%</u> 、賃金規程 <u>46.2%</u> ）は、全業種平均（就業規則78.8%、賃金規程70.1%）と比較して低く、・・・
24	141	第1-5-1図	別添9参照	
25	145	第1-5-8表	別添10参照	
26	146	イ 4行目	回答した病院の許可病床数をみると、「200～299床」 <u>(21.1%)</u> が最も多く、次いで・・・	回答した病院の許可病床数をみると、「200～299床」 <u>(21.2%)</u> が最も多く、次いで・・・

No.	ページ	行/図表	誤	正
27	148	第1-5-13図	別添11参照	
28	149	1～3行目	病院調査結果によると、時間外労働時間（時間外労働・休日労働）が1か月45時間を超えていた人数について、医師は、該当がないとする「0人」（53.2%）が最も多く、 <u>次いで「1人以上5人未満」（8.9%）、「5人以上10人未満」（6.3%）・・・</u>	病院調査結果によると、時間外労働時間（時間外労働・休日労働）が1か月45時間を超えていた人数について、医師は、該当がないとする「0人」（53.2%）が最も多く、 <u>次いで「20人以上」（14.3%）、「1人以上5人未満」（8.9%）、「5人以上10人未満」（6.3%）・・・</u>
29	157	第1-5-25図 第1-5-26図	タイトル 業務に関連するストレスや <u>悩む</u> の内容	タイトル 業務に関連するストレスや <u>悩み</u> の内容
30	157	第1-5-26図	看護職員（n= <u>5,401</u> ）	看護職員（n= <u>5,041</u> ）
31	160	1～5行目	病院調査結果によると、過重労働の防止に向けて実施している取組について、・・・「院内保育施設を設置・充実させている」 <u>（52.8%）</u> %であった（第1-5-29図）。	病院調査結果によると、過重労働の防止に向けて実施している取組について、・・・「院内保育施設を設置・充実させている」 <u>（52.8%）</u> であった（第1-5-29図）。
32	173	(1) 12～14行目	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、 <u>平成29年度は426件の監督指導を実施した。</u>	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、 <u>平成29年度の対象事業場は426件であった。</u>
33	176	10～12行目	前期1（1）に記載した平成29（2017）年度に監督指導を行った25,676事業場のうち <u>10.7%</u> に当たる2,773事業場で、・・・是正・改善に向けた指導を行った。	前期1（1）に記載した平成29（2017）年度に監督指導を行った25,676事業場のうち <u>10.8%</u> に当たる2,773事業場で、・・・是正・改善に向けた指導を行った。
34	198	(6) 1～3行目	平成27（2015）年に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28年（2016）2月にかけて実施した「高校生に対するアルバイトに関する意識調査」の結果、・・・	平成27（2015）年に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28（2016） <u>年</u> 2月にかけて実施した「高校生に対するアルバイトに関する <u>意識等調査</u> 」の結果、・・・
35	209	(1) 13～14行目	その結果、「 <u>過去3年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた</u> 」と回答した企業は36.3%、・・・。	その結果、「 <u>過去3年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例がある</u> 」と回答した企業は36.3%、・・・。
36	210	第7-1図	別添12参照	
37	210	第7-3図	別添13参照	
38	213	オ 1～3行目	企業の人事労務担当者等を対象として・・・全都道府県で計 <u>61</u> 回開催した。	企業の人事労務担当者等を対象として・・・全都道府県で計 <u>62</u> 回開催した。
39	214	3～4行目	また、全体の <u>5割強</u> の運行で荷待ち時間が・・・	また、全体の <u>5割弱</u> の運行で荷待ち時間が・・・

No.	ページ	行/図表	誤	正
40	229	1～2行目	内閣官房内閣人事局では、平成28年3月に「国家公務員健康増進等基本計画（平成28年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）	内閣官房内閣人事局では、平成28年3月に「国家公務員健康増進等基本計画（平成3年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）
41	231	(2)ア① 1～6行目	平成28（2016）年度に実施した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」の結果を踏まえ、各地方公共団体に対し、「 <u>時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29（2017）年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について</u> 」（平成29年4月総行公第58号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、職員の時間外勤務のより一層の縮減や適正な勤務時間管理に加え、「ゆう活」の積極的な取組を要請した。	平成28（2016）年度に実施した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」の結果を踏まえ、各地方公共団体に対し、「 <u>時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について</u> 」（平成29年4月総行公第58号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、職員の時間外勤務のより一層の縮減や適正な勤務時間管理に加え、「ゆう活」の積極的な取組を要請した。
42	235	13～14行目	平成29年度の地域窓口による相談等の実績は約65,000件であった。	平成29年度の地域窓口による相談等の実績は約74,000件であった。
43	241	コラム17 16～17行目	ただ、まだ幼い子どもの参加者が増えており、賑やかになってうれしい反面、若い親世代の・・・	ただ、まだ幼い子どもの参加者が増えており、賑やかになってうれしい反面、若い親世代の・・・

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		7	3	13	3	15	6	5	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		2	0	3	1	8	4	2	1
警 察 職 員		7	1	5	3	9	3	3	2
消 防 職 員		9	3	1	0	4	0	3	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		0	0	0	0	1	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		2	2	0	0	0	0	0	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員		11	3	10	6	12	4	4	2
合 計		38	12	32	13	49	17	17	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		7	3	13	3	15	6	5	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		2	0	2	1	9	4	2	1
警 察 職 員		7	1	5	3	9	3	3	2
消 防 職 員		9	3	1	0	4	0	3	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		0	0	0	0	2	1	0	0
運 輸 事 業 職 員		0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		2	2	0	0	0	0	0	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員		11	3	11	6	10	3	4	2
合 計		38	12	32	13	49	17	17	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		12	1	0	0	21	3	10	3
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		14	0	5	1	20	2	4	0
警 察 職 員		5	3	3	1	6	4	4	4
消 防 職 員		4	0	5	2	5	0	5	2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		1	0	0	0	1	1	1	0
運 輸 事 業 職 員		8	2	1	1	5	0	2	1
清 掃 事 業 職 員		3	0	0	0	1	0	1	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		50	6	18	6	57	18	23	4
合 計		97	12	32	11	116	28	50	14

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき地公災 補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		12	1	0	0	21	3	11	3
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		13	0	5	1	22	2	5	0
警 察 職 員		5	3	3	1	6	4	4	4
消 防 職 員		4	0	5	2	5	0	5	2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		1	0	0	0	3	2	1	0
運 輸 事 業 職 員		8	2	1	1	5	0	2	1
清 掃 事 業 職 員		3	0	0	0	1	0	1	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		51	6	18	6	53	17	21	4
合 計		97	12	32	11	116	28	50	14

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

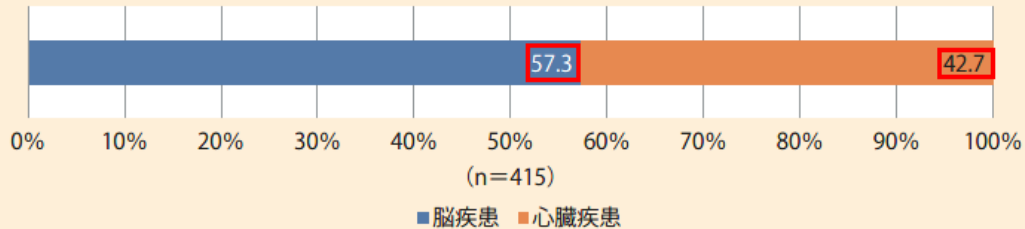
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P91

誤

第 1-1-3 図 疾患別にみた運転業務従事者の脳・心臓疾患事案数の割合



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

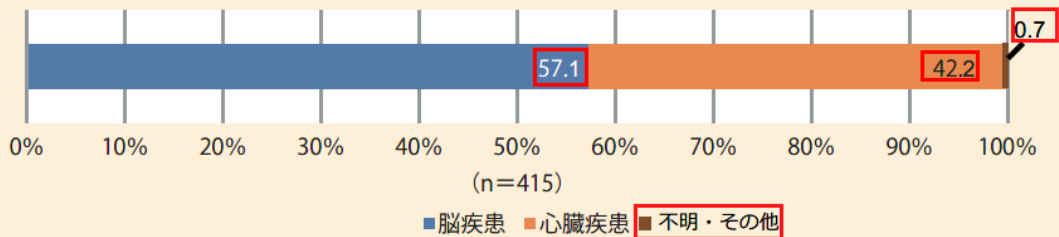
(注) 1. 運輸業・郵便業における脳・心臓疾患の事案 465 件から非運転者を除く 415 件を対象

2. 「脳疾患」は「脳内出血(脳出血)」、「くも膜下出血」、「脳梗塞」を、「心臓疾患」は「心筋梗塞」、「心停止(心臓性突発死を含む。）」、「解離性大動脈瘤」、「狭心症」を示す。

3. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-1-3 図 疾患別にみた運転業務従事者の脳・心臓疾患事案数の割合



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 1. 運輸業・郵便業における脳・心臓疾患の事案 465 件から非運転者を除く 415 件を対象

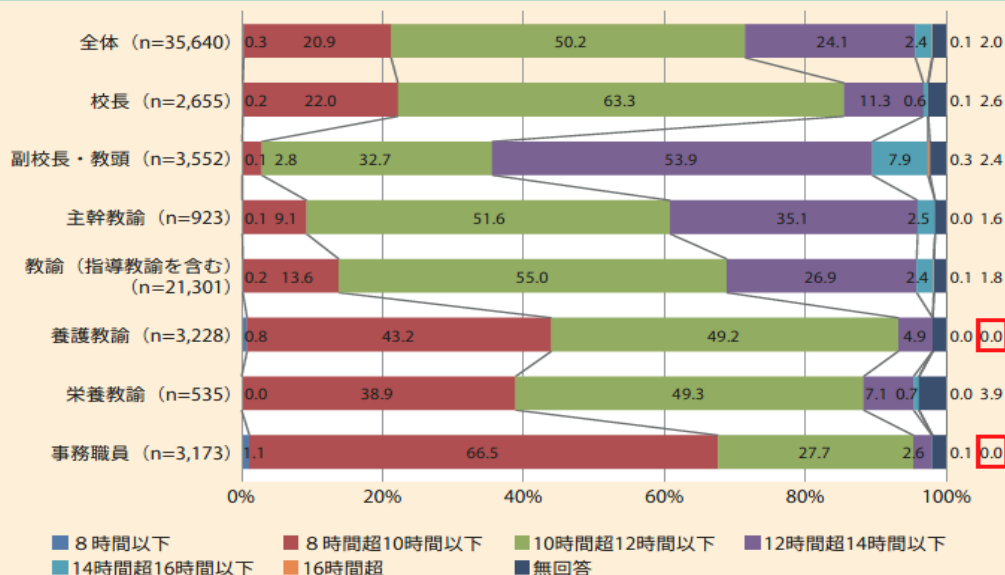
2. 「脳疾患」は「脳内出血(脳出血)」、「くも膜下出血」、「脳梗塞」を、「心臓疾患」は「心筋梗塞」、「心停止(心臓性突発死を含む。）」、「解離性大動脈瘤」、「狭心症」を示す。

3. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

・ P109

誤

第 1-2-24 図 職名別の実勤務時間（通常期）（教職員調査）



(資料出所) 厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

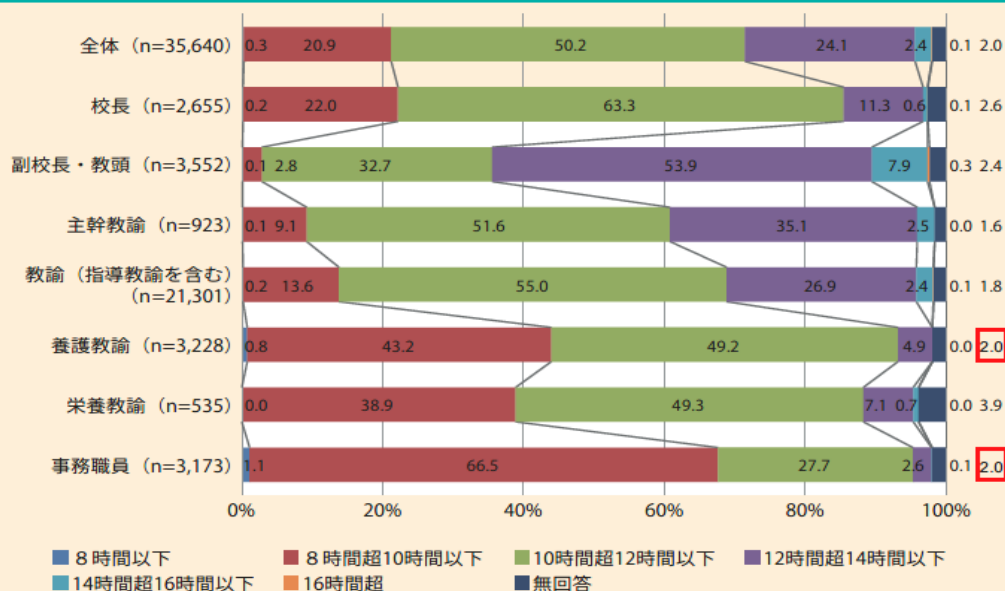
(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

2. 全体の調査数には職名がわからない者を含むため、全体の調査数は各職名の調査数の合計と一致しない。

3. 平均は「校長」10 時間 53 分、「副校長・教頭」12 時間 33 分、「主幹教諭」11 時間 47 分、「教諭（指導教諭を含む）」11 時間 30 分、「養護教諭」10 時間 18 分、「栄養教諭」10 時間 29 分、「事務職員」9 時間 43 分。

正

第 1-2-24 図 職名別の実勤務時間（通常期）（教職員調査）



(資料出所) 厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

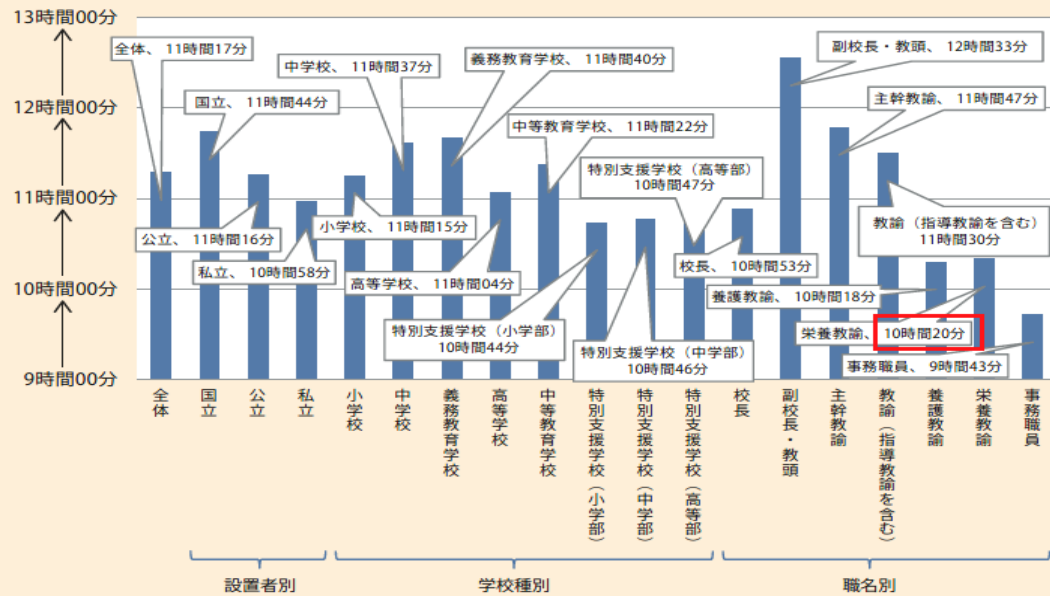
2. 全体の調査数には職名がわからない者を含むため、全体の調査数は各職名の調査数の合計と一致しない。

3. 平均は「校長」10 時間 53 分、「副校長・教頭」12 時間 33 分、「主幹教諭」11 時間 47 分、「教諭（指導教諭を含む）」11 時間 30 分、「養護教諭」10 時間 18 分、「栄養教諭」10 時間 29 分、「事務職員」9 時間 43 分。

・ P110

誤

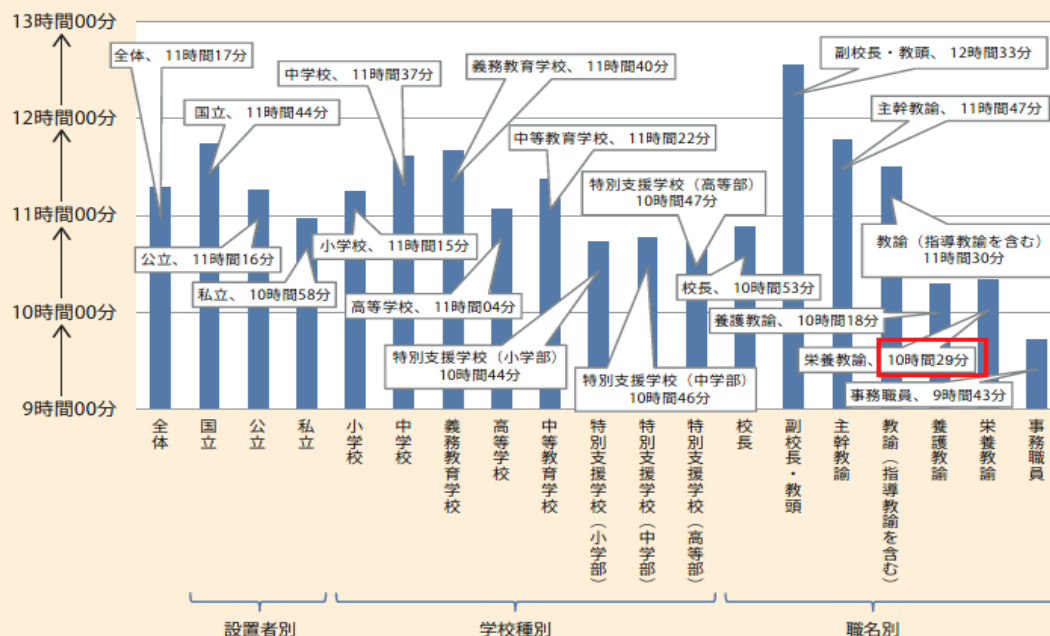
第 1-2-25 図 一日当たりの平均実勤務時間（通常期）（教職員調査）



（資料出所）厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

正

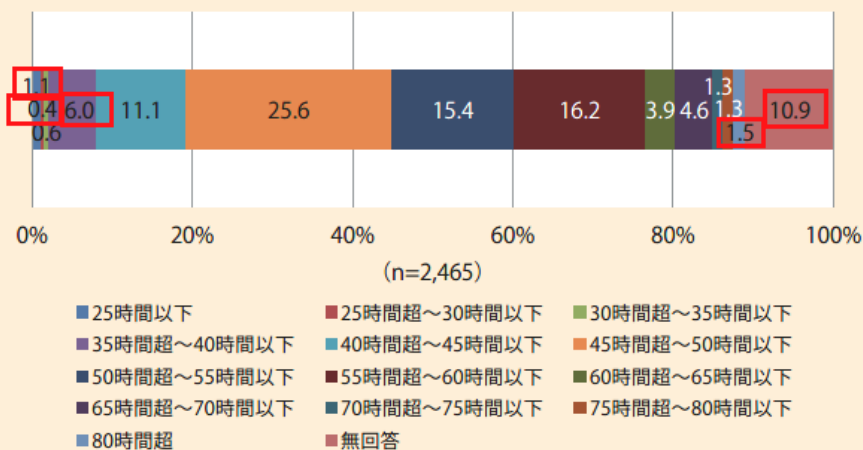
第 1-2-25 図 一日当たりの平均実勤務時間（通常期）（教職員調査）



（資料出所）厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

誤

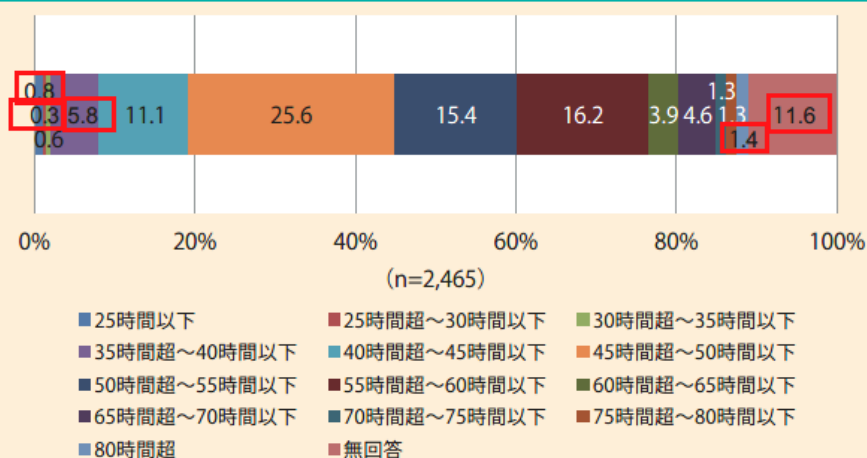
第 1-3-23 図 実労働時間（繁忙期）（労働者調査）



(資料出所) 厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

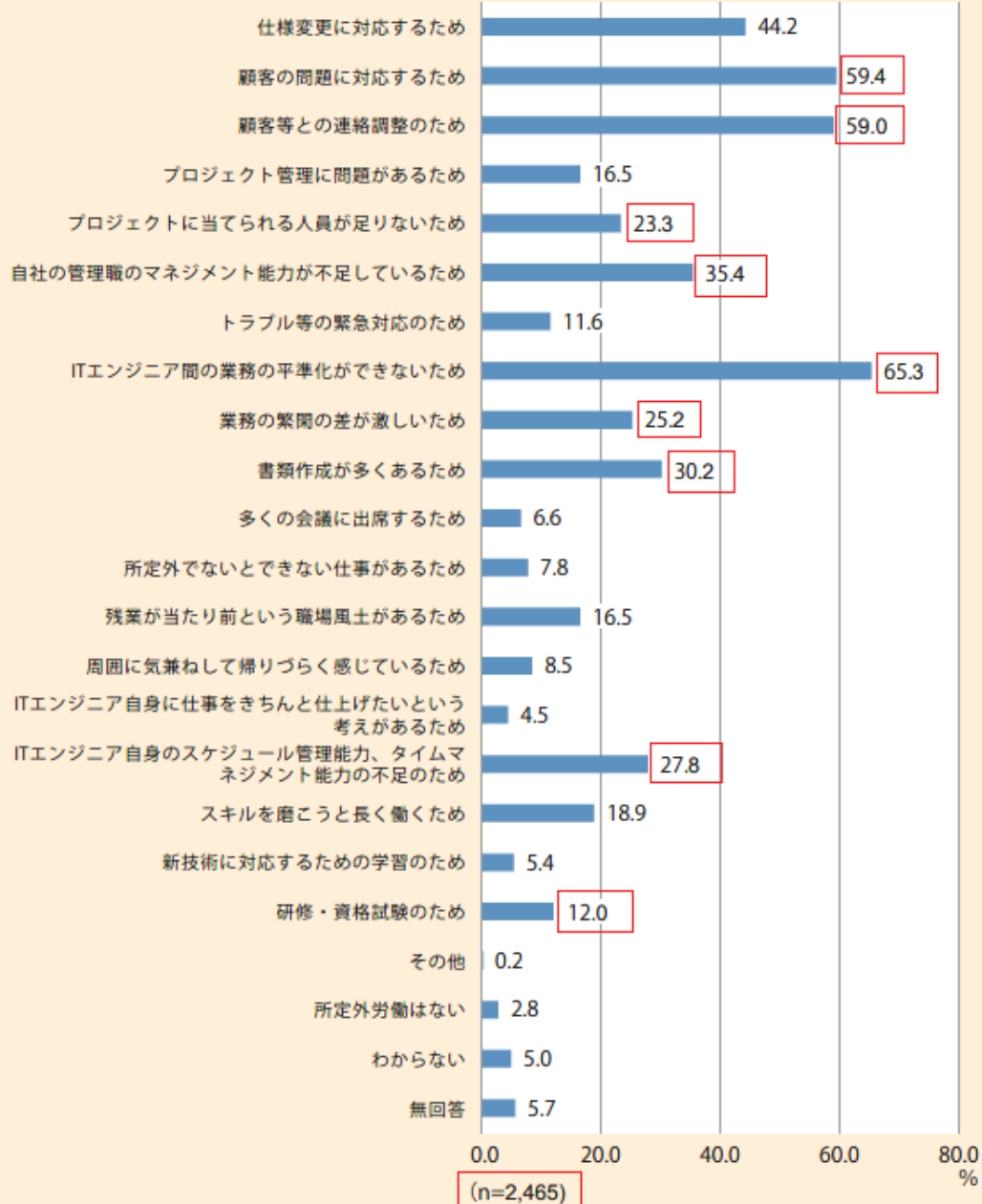
第 1-3-23 図 実労働時間（繁忙期）（労働者調査）



(資料出所) 厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

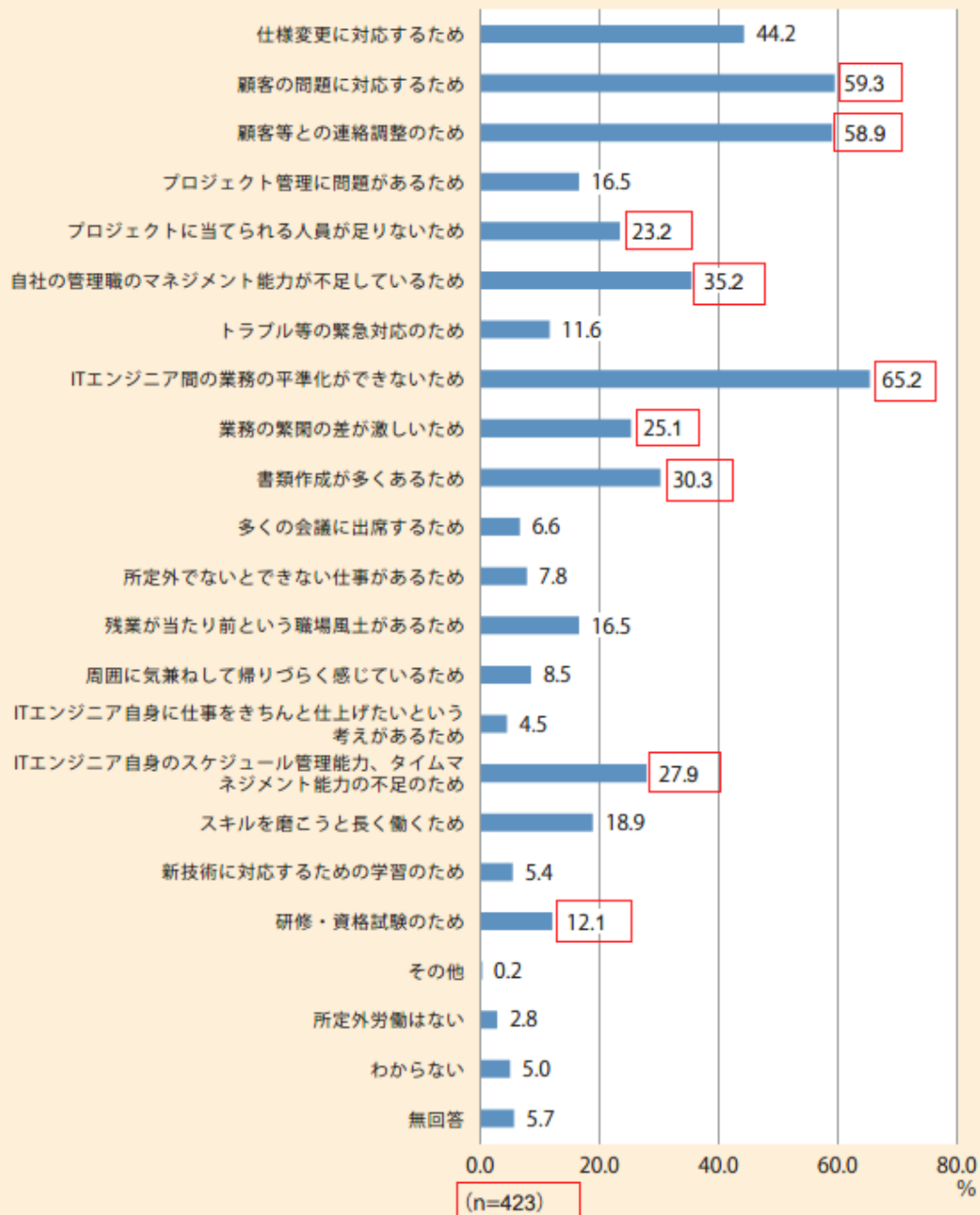
誤

第 1-3-24 図 所定外労働が発生する理由（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

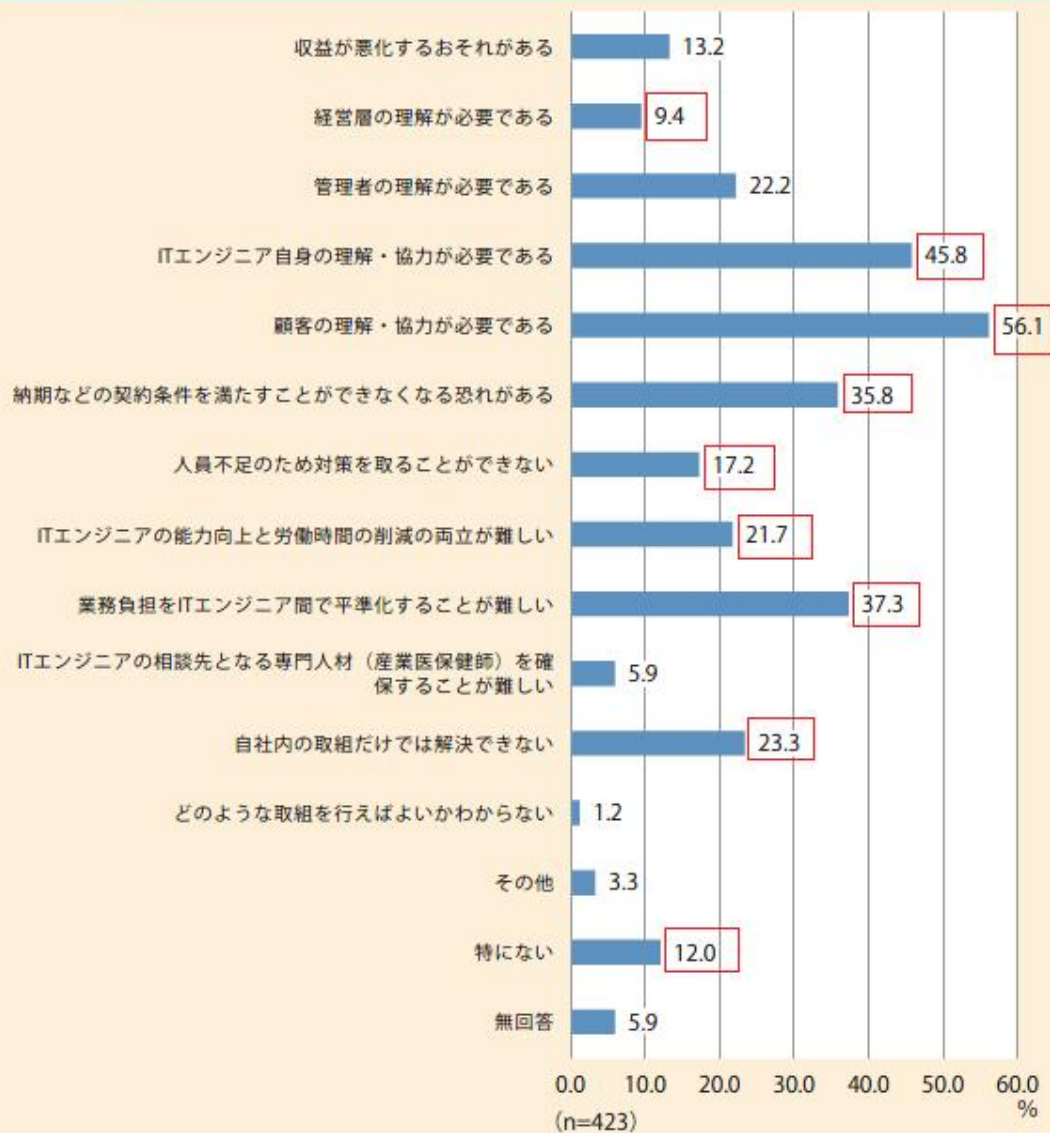
第 1-3-24 図 所定外労働が発生する理由（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

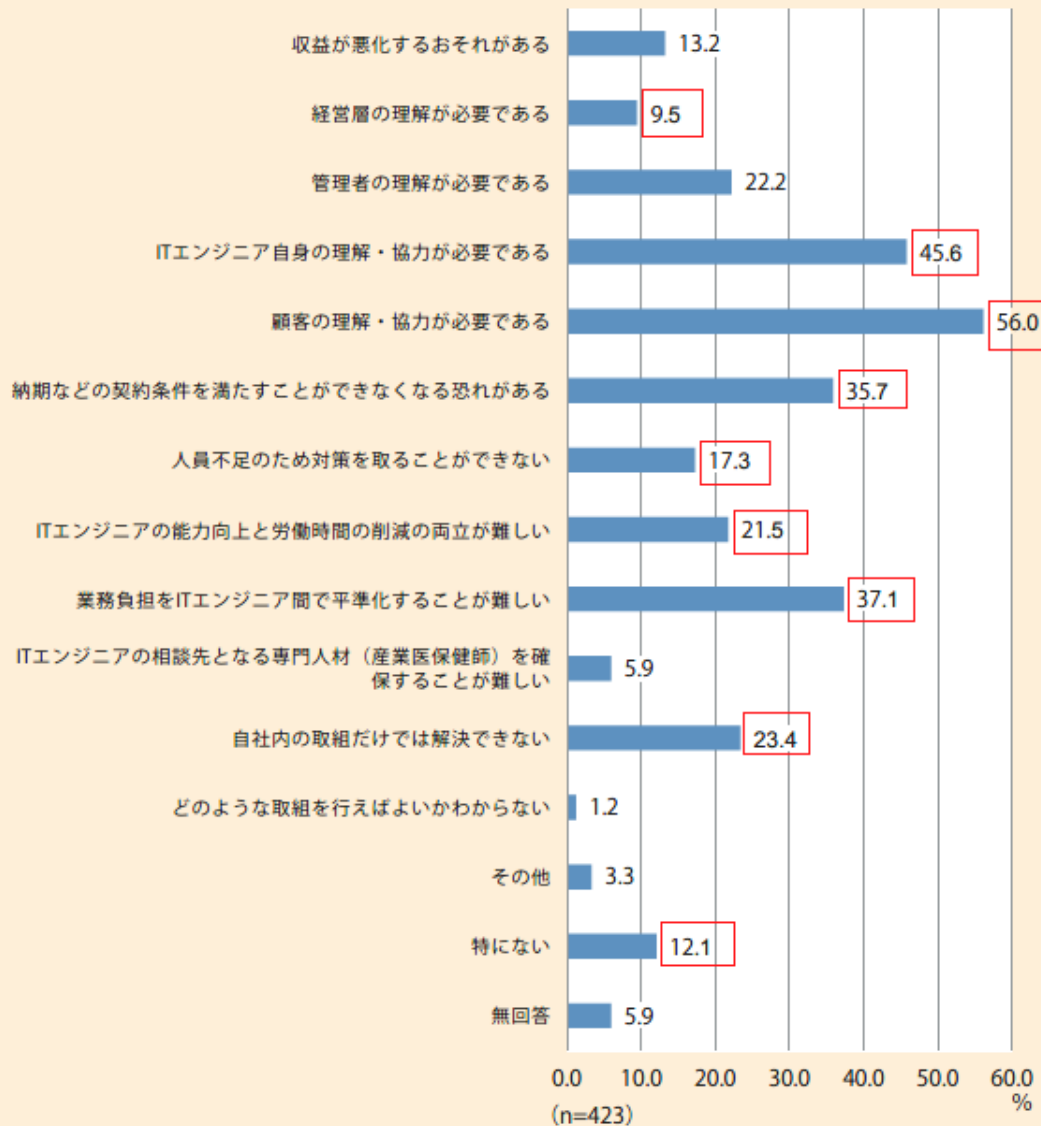
誤

第 1-3-30 図 過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

第 1-3-30 図 過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題（企業調査）



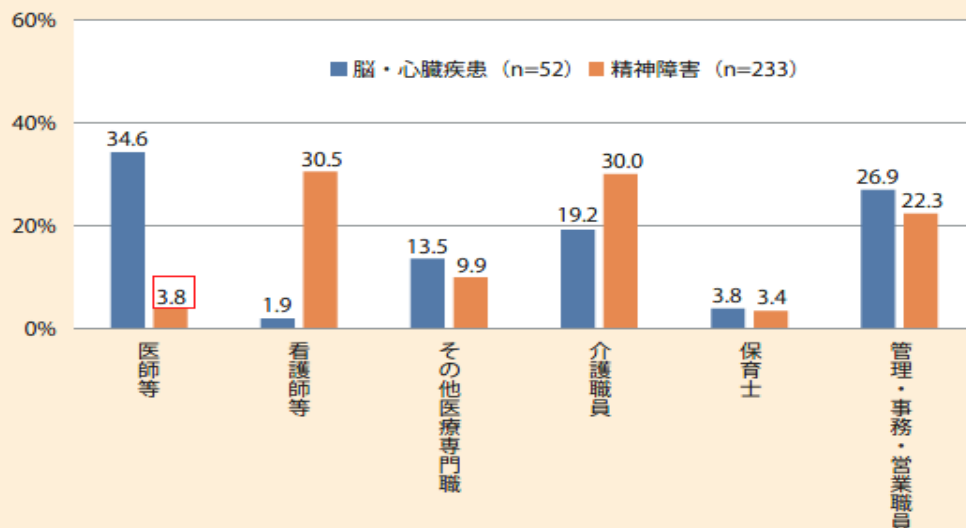
（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

・ P141

誤

第 1-5-1 図 職種別にみた医療・福祉等事案数の割合

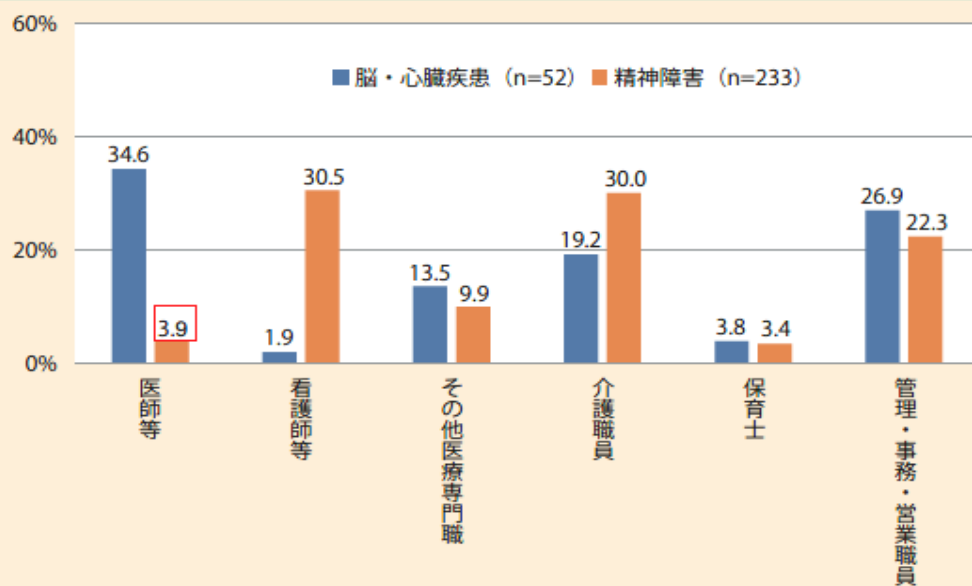


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-5-1 図 職種別にみた医療・福祉等事案数の割合



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

・ P145

誤

第 1-5-8 表 看護師の精神障害事案の具体的出来事の内容及び発生時間帯

	件数	(%)
1. 悲惨な事故や災害の体験・目撃をした	40	(76.9)
a. 暴力を体験	23	(44.2)
b. 事件・事故・災害に遭遇	17	(32.7)
2. 医療事故・訴訟	2	(3.8)
3. 長時間労働	4	(7.7)
4. 上司・部下トラブル	4	(7.7)
5. セクシャル・ハラスメント	2	(3.8)
合計	52	(100)
悲惨な事故や災害の体験・目撃をした出来事の発生時間帯		
24-04 深夜	11	(27.5)
04-08 深夜	8	(20.0)
08-12 日勤	10	(25.0)
12-16 日勤	2	(5.0)
16-20 準夜	3	(7.5)
20-24 準夜	2	(5.0)
特定せず／不明	4	(10.0)
	40	

(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。
 2. 労災復命書の記載事項から、具体的な出来事について再集計を行ったもの。労災認定基準に従った分類と必ずしも一致しない。
 3. 「発生時間帯」については、「悲惨な事故や災害の体験・目撃をした」事案 40 件を対象

正

第 1-5-8 表 看護師の精神障害事案の具体的出来事の内容及び発生時間帯

	件数	(%)
1. 悲惨な事故や災害の体験・目撃をした	40	(76.9)
a. 暴力を体験	23	(44.2)
b. 事件・事故・災害に遭遇	17	(32.7)
2. 医療事故・訴訟	2	(3.8)
3. 長時間労働	4	(7.7)
4. 上司・部下トラブル	4	(7.7)
5. セクシャル・ハラスメント	2	(3.8)
合計	52	(100)
悲惨な事故や災害の体験・目撃をした出来事の発生時間帯		
24-04 深夜	11	(27.5)
04-08 深夜	8	(20.0)
08-12 日勤	10	(25.0)
12-16 日勤	2	(5.0)
16-20 準夜	3	(7.5)
20-24 準夜	2	(5.0)
特定せず／不明	4	(10.0)
	40	

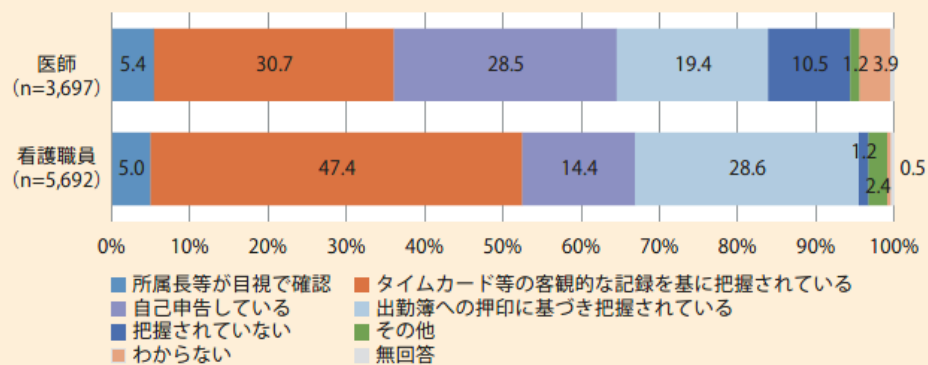
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。
 2. 労災復命書の記載事項から、具体的な出来事について再集計を行ったもの。労災認定基準に従った分類と必ずしも一致しない。
 3. 「発生時間帯」については、「悲惨な事故や災害の体験・目撃をした」事案 40 件を対象

・ P148

誤

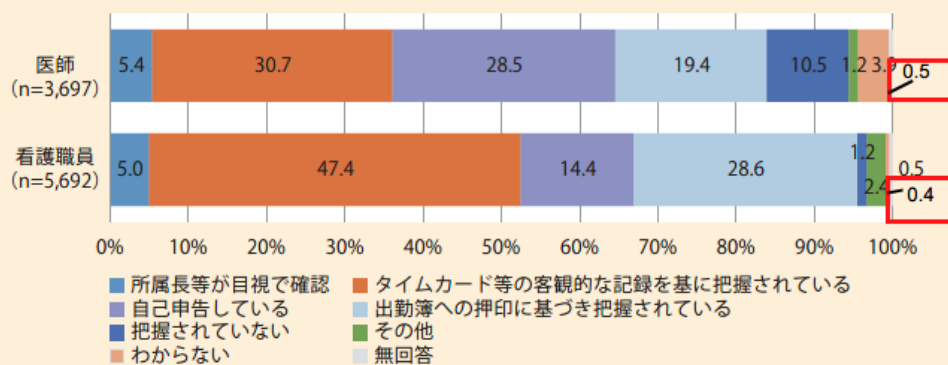
第 1-5-13 図 実労働時間の把握の方法（医師、看護職員調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-5-13 図 実労働時間の把握の方法（医師、看護職員調査）

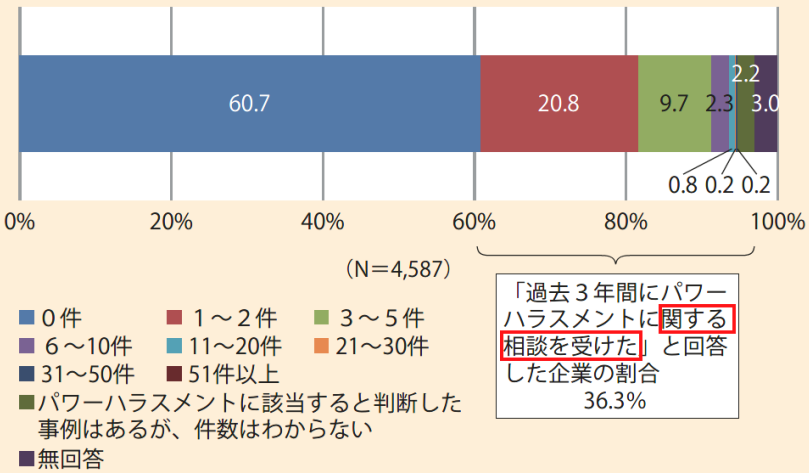


（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

・ P210

誤

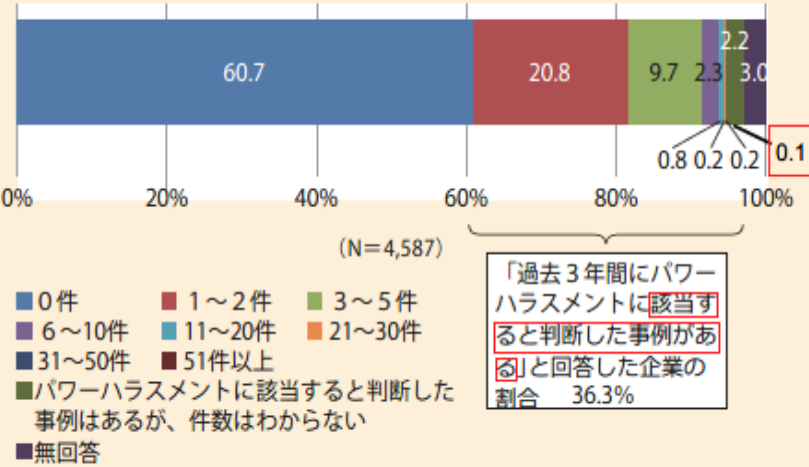
第 7-1 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた回数（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」（委託事業）

正

第 7-1 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例の件数（企業調査）

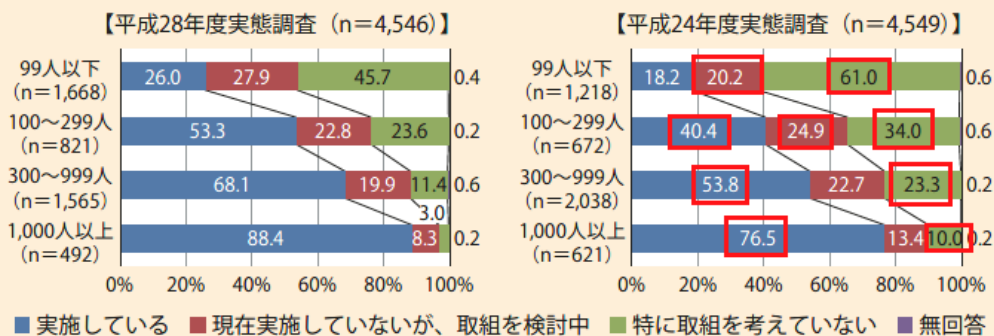


（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」（委託事業）

・ P210

誤

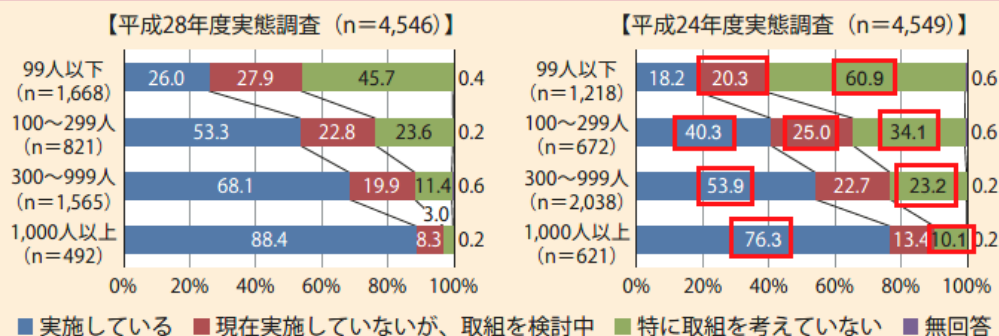
第 7-3 図 パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」（委託事業）

正

第 7-3 図 パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」（委託事業）

平成28年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	23	8～10行目	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「被用者・勤め人」が8割以上を占め、次いで、「無職者」、「 <u>自営業者・家族従業者</u> 」となっている（第3-4図）。	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「 <u>被雇用者・勤め人</u> 」が8割以上を占め、次いで、「無職者」、「 <u>自営業・家族従業者</u> 」となっている（第3-4図）。
2	26	18～21行目 注5、注6	平成13年12月12日付け地基補第239号「 <u>心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について</u> 」 平成13年12月12日付け地基補第240号「 <u>「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について</u> 」	平成13年12月12日付け地基補第239号「 <u>心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について</u> 」 平成13年12月12日付け地基補第240号「 <u>「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について</u> 」
3	36	第1－15表 第1－16表	(注) 3. < >内は <u>死亡</u> の件数で、内数である。	(注) 3. < >内は <u>自殺（未遂を含む）</u> の件数で、内数である。
4	41	第1－23表	別添1参照	
5	51	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は11件（同7件）、次いで消防職員は9件（同1件）などとなり、認定件数について、義務教育学校職員は13件（同6件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>10件</u> （同9件）などとなっている（第3-5表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は11件（同7件）、次いで消防職員は9件（同1件）などとなり、認定件数について、義務教育学校職員は13件（同6件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>11件</u> （同9件）などとなっている（第3-5表）。
6	52	第3－5表	別添2参照	
7	54	2～4行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>50件</u> （同24件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は <u>14件</u> （同7件）などとなり、・・・	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>51件</u> （同24件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員は <u>13件</u> （同7件）などとなり、・・・
8	54	第3－9表	別添3参照	
9	61 62	第1－3図 第1－5図		以下を追記。 <u>（注）</u> <u>決定時の疾患名が「脳内出血（脳出血）」、「くも膜下出血」、「脳梗塞」、「心筋梗塞」、「心停止（心臓性突発死を含む。）」、「解離性大動脈瘤」に該当する事案を対象とした。</u>
10	62	2～3行目	<u>いずれの業種でも事案数は脳疾患が心臓疾患よりも多かった。</u>	<u>「電気・ガス・熱供給・水道業」以外の業種では事案数は脳疾患が心臓疾患よりも多かった。</u>

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	63	第 1－6 図	卸売業小売業	卸売業、小売業
12	67	9～10行目	いずれの業種でも事案数は、「脳疾患」が「心臓疾患」よりも多かった（第1-13図）。	ほとんどの業種で事案数は、「脳疾患」が「心臓疾患」よりも多かった（第1-13図）。
13	124	第 3－2 図	別添 4 参照	
14	128	(イ) 7～9 行目	次に、実労働時間（繁忙期）の平均をみると、・・・次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が57.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が54.9%であった。	次に、実労働時間（繁忙期）の平均をみると、・・・次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が57.3時間、「宿泊業、飲食サービス業」が54.9時間であった。
15	163	1～2 行目	平成24（2012）年 8 月28日に閣議決定された自殺総合対策大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の進捗状況や目標達成状況等を踏まえ、・・・	平成24（2012）年 8 月28日に閣議決定された自殺総合対策大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、・・・
16	177	(3) 9～10行目	運用開始以降、・・・平成28（2016）年度は11件の企業を認定し、企業名を公表している。	運用開始以降、・・・平成28（2016）年度は12件の企業を認定し、企業名を公表している。
17	180	(6) 1～3 行目	平成27年（2015）年の夏に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28年（2016）2 月にかけて「高校生に対するアルバイトに関する意識調査」を実施した。	平成27（2015）年の夏に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28（2016）年 2 月にかけて「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」を実施した。
18	181	コラム 5 7～10行目	このため、これまでも厚生労働省や様々な機関・団体が労働法の普及・啓発を行ってきたところですが、・・・高等教員等のための指導者用資料を作成し、全国の高等学校等に配布を行いました。	このため、これまでも厚生労働省や様々な機関・団体が労働法の普及・啓発を行ってきたところですが、・・・高校教員等のための指導者用資料を作成し、全国の高等学校等に配布を行いました。
19	183	2～5 行目	また、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、平成28年度は370件の監督指導を実施した。	また、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、平成28年度の対象事業場は370件であった。
20	183	28～29行目	「過重労働解消相談ダイヤル」には、合計で712件の相談が寄せられ、相談内容としては、長時間労働・過重労働に関するものが340件（47.7%）と最も多かった。	「過重労働解消相談ダイヤル」には、合計で712件の相談が寄せられ、相談内容としては、長時間労働・過重労働に関するものが340件（47.8%）と最も多かった。
21	196	4～5 行目	この結果、「過去3年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた」と回答した企業は36.3%、「過去3年間に・・・	この結果、「過去3年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例がある」と回答した企業は36.3%、「過去3年間に・・・
22	196	第 7－3 図	別添 5 参照	
23	197	第 7－5 図	別添 6 参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
24	199	(1) ア 11行目	また、全体の <u>5割強</u> の運行で荷待ち時間が・・・	また、全体の <u>5割弱</u> の運行で荷待ち時間が・・・
25	207	コラム11 2段落目 1～2行目	長時間労働を前提とした働き方を改め、しっかり休んで集中して働き、限られた時間で成果を <u>上げる</u> 生産性の高い働き方へと変えていくことは・・・	長時間労働を前提とした働き方を改め、しっかり休んで集中して働き、限られた時間で成果を <u>上げる</u> 生産性の高い働き方へと変えていくことは・・・

誤

第 1-23 表 精神障害の出来事別決定及び支給決定（認定）件数

	具体的な出来事	平成27年度				平成28年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害	(重度の)病気やケガをした	85 (23)	3 (0)	34 (7)	1 (0)	88 (24)	4 (1)	42 (7)	3 (0)
の体験	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	80 (46)	0 (0)	45 (24)	0 (0)	79 (45)	0 (0)	53 (31)	0 (0)

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(※)。

2. 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3. 自殺は、未遂を含む件数である。

4. () 内は女性の件数で、内数である。

(※) 平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」のWebサイト：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf>

正

第 1-23 表 精神障害の出来事別決定及び支給決定（認定）件数

出来事の種類	具体的な出来事	平成27年度				平成28年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害	(重度の)病気やケガをした	85 (23)	3 (0)	34 (7)	1 (0)	88 (24)	4 (1)	42 (7)	3 (0)
の体験	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	80 (46)	0 (0)	45 (24)	0 (0)	79 (45)	0 (0)	53 (31)	0 (0)

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」

（注）1. 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(※)。

2. 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3. 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

4. 自殺は、未遂を含む件数である。

5. () 内は女性の件数で、内数である。

(※) 平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」のWebサイト：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf>

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

		(件)			
職 種	年 度	平成26年度		平成27年度	
		受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員		8	6	7	13
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		5	2	2	3
警 察 職 員		6	4	7	5
消 防 職 員		1	0	9	1
電 気・ガ ス・水 道 事 業 職 員		0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		1	0	2	0
船 員		0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		7	9	11	10
合 計		29	21	38	32

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

		(件)			
職 種	年 度	平成26年度		平成27年度	
		受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員		8	6	7	13
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		5	2	2	2
警 察 職 員		6	4	7	5
消 防 職 員		1	0	9	1
電 気・ガ ス・水 道 事 業 職 員		0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		1	0	2	0
船 員		0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		7	9	11	11
合 計		29	21	38	32

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成26年度		平成27年度	
	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員	8	5	12	0
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	7	4	14	5
警 察 職 員	1	3	5	3
消 防 職 員	6	6	4	5
電 気・ガ 斯・水 道 事 業 職 員	1	0	1	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	8	1
清 掃 事 業 職 員	1	0	3	0
船 員	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	24	19	50	18
合 計	49	37	97	32

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 27 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき地公災 補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成26年度		平成27年度	
	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義 務 教 育 学 校 職 員	8	5	12	0
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	7	4	13	5
警 察 職 員	1	3	5	3
消 防 職 員	6	6	4	5
電 気・ガ 斯・水 道 事 業 職 員	1	0	1	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	8	1
清 掃 事 業 職 員	1	0	3	0
船 員	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)	24	19	51	18
合 計	49	37	97	32

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 27 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

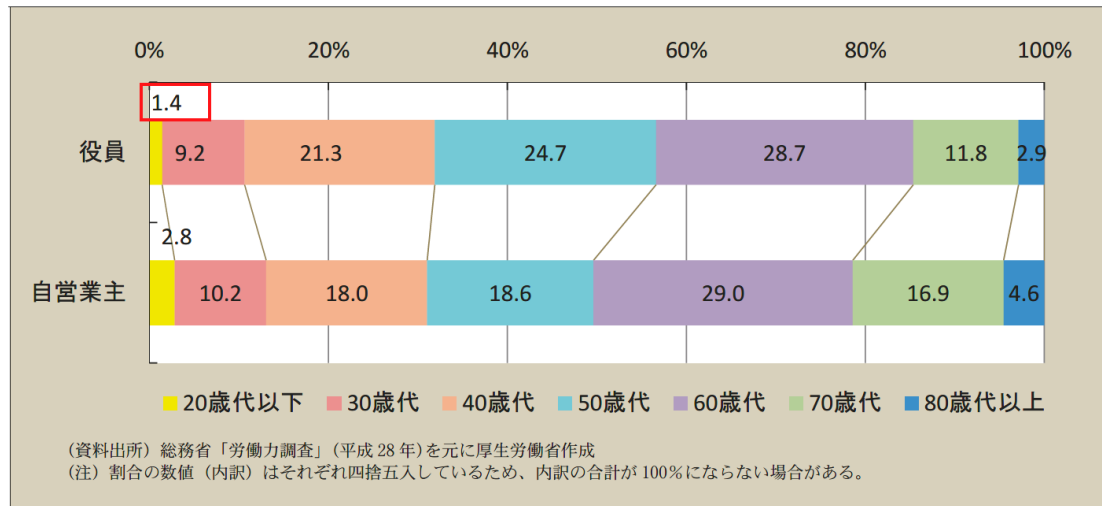
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P124

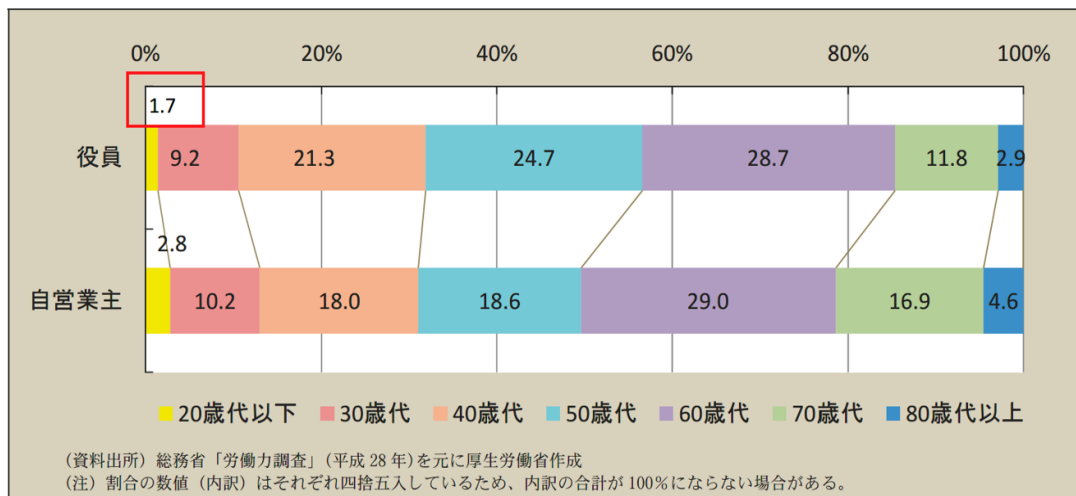
誤

第 3-2 図 年齢構成（労働力調査）

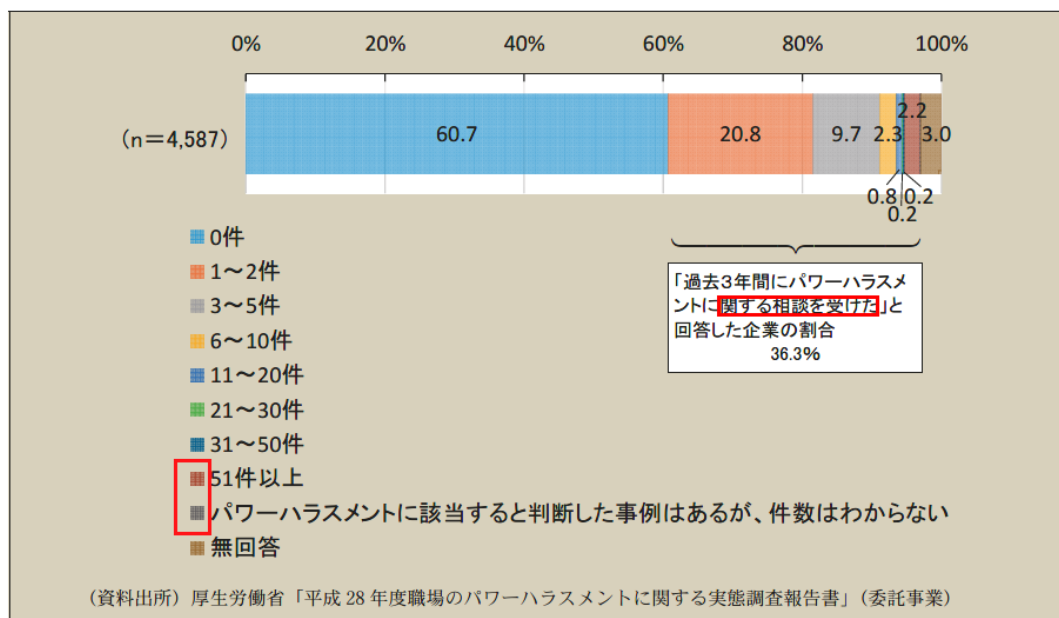


正

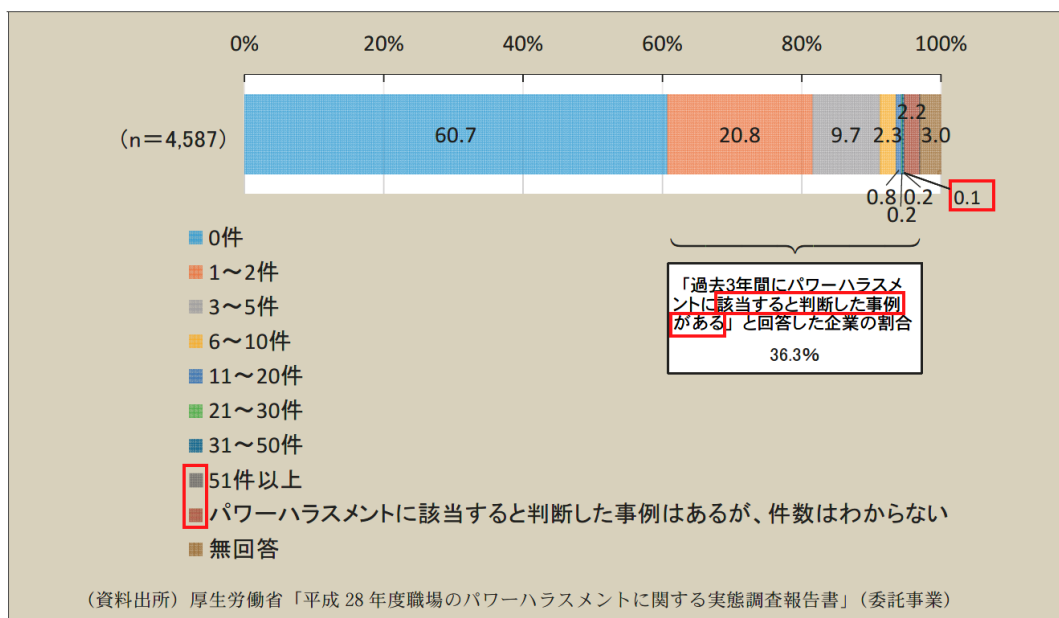
第 3-2 図 年齢構成（労働力調査）



誤

第 7-3 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた回数（企業調査）

正

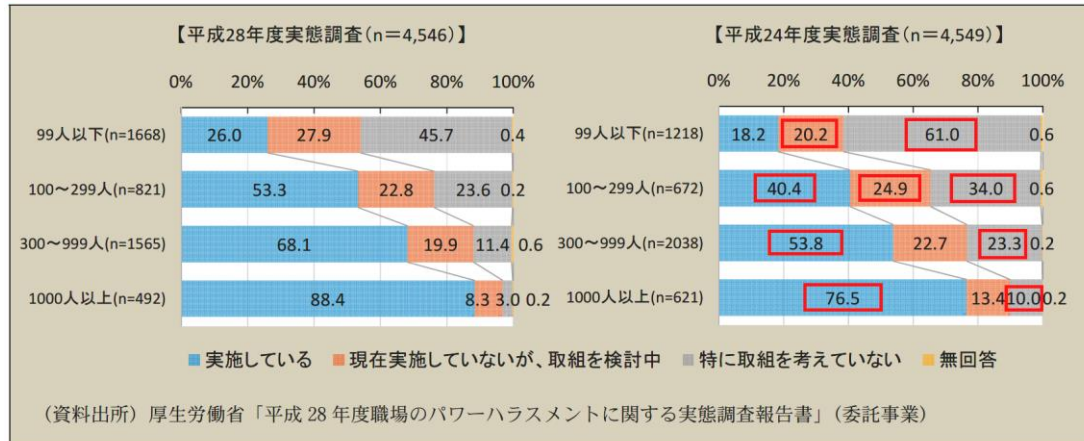
第 7-3 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例の件数（企業調査）

・ P197

誤

第 7-5 図

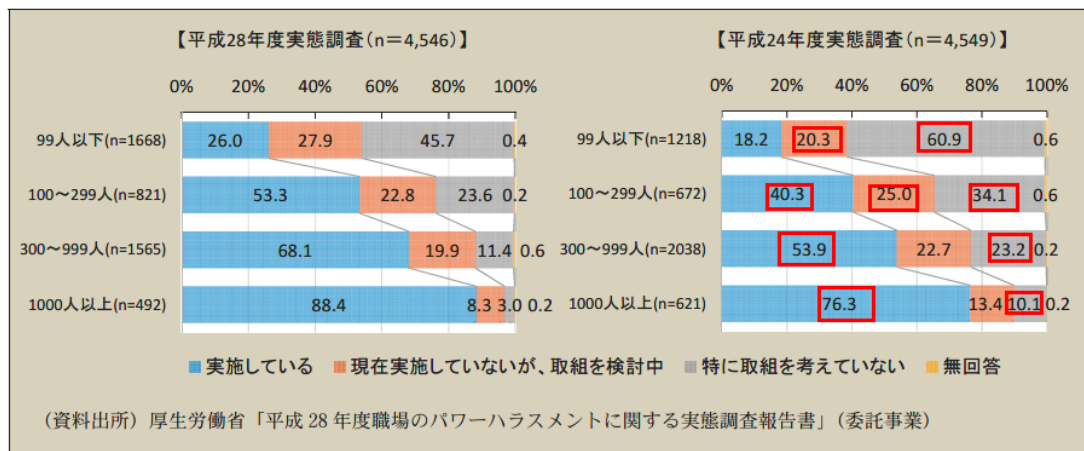
パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



正

第 7-5 図

パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



平成27年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	目次		第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第2節 啓発 2 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施	第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況 第2節 啓発 2 大学・高等学校等における労働条件等に関する啓発の実施
2	19	3～4行目	職業別にみると、被雇用者・勤め人（有識者から自営業・家族従事者を除いたもので、会社役員等を含む。以下同じ。）の自殺者数は、・・・	職業別にみると、被雇用者・勤め人（有識者から自営業・家族従業者を除いたもので、会社役員等を含む。以下同じ。）の自殺者数は、・・・
3	19	第4－2図	自営業・家族従事者	自営業・家族従業者
4	21	1～2行目	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「被用者・勤め人」が8割以上を占め、次いで、「自営業者・家族従事者」、「その他の無職者」となっている。	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「被雇用者・勤め人」が8割以上を占め、次いで、「自営業・家族従業者」、「その他の無職者」となっている。
5	100	(3) 6～8行目	運用開始以降、様々な機会をとらえて制度の周知を図ってきたところであり、平成28年3月までに18件の企業を認定し、企業名を公表している。	運用開始以降、様々な機会をとらえて制度の周知を図ってきたところであり、平成28年3月までに20件の企業を認定し、企業名を公表している。